

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
第 1 章 総則 第 2 節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 2 防災関係機関及び住民等の処理すべき事務又は業務の大綱 (4) 指定地方行政機関 <u>四国行政評価支局</u> 1 <u>被災者への生活支援情報の提供</u> 2 <u>専用電話を備えた相談窓口の設置</u> 3 <u>特別行政相談所の開設</u> 四国森林管理局（香川森林管理事務所） 1 森林<u>整備</u>事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止<u>等</u>の治山事業の実施 2 保安林（<u>国有林</u>）の整備保全 3 災害応急対策用木材（国有林）の供給 4 民有林における災害時の応急対策等 四国地方整備局 1 ～ 5 略 6 空港<u>滑走路等</u>の<u>応急</u>復旧 7 略 第 3 節 本県の地勢等の概況	第 1 章 総則 第 2 節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 2 防災関係機関及び住民等の処理すべき事務又は業務の大綱 (4) 指定地方行政機関 <u>(新設)</u> 四国森林管理局（香川森林管理事務所） 1 森林<u>治水</u>事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止<u>に関する</u>事業の実施 2 <u>国有</u>保安林の整備保全 3 災害応急対策用木材（国有林）の供給 4 民有林における災害時の応急対策等 四国地方整備局 1 ～ 5 略 6 空港の<u>災害</u>復旧 7 略 第 3 節 本県の地勢等の概況

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
1 自然的条件 （３） 活断層 【中央構造線断層帯】 略 【長尾断層帯】 略	1 自然的条件 （３） 活断層 【中央構造線】 略 【長尾断層】 略
第４節 被害想定 <u>県では、平成26年に地震・津波被害想定調査報告書を公表し、翌年には南海トラフ地震・津波対策行動計画を策定のうえ、ハード・ソフト両面から防災・減災対策を推進してきたが、社会インフラの整備や人口動態の変化、国による南海トラフ地震被害想定の見直しを受け、最新の知見やデータを活用し、地域特性を反映したより精度の高い被害想定の見直しを行った。見直しの検討にあたり、専門家の知見等を反映して検討するため、有識者で構成された「香川県地震・津波被害想定検討委員会」を設置し、その意見を踏まえて、令和7年7月に「香川県地震・津波被害想定（第一次公表）」として、震度分布、津波水位及び浸水域等の推計結果を、また、同年9月に「香川県地震・津波被害想定（第二次公表）」として、物的・人的被害等の推計結果を公表した。</u> <u>今回の見直しでは、最新の知見やデータを活用してより精度の高い被害想定とすることに加え、海岸や河川堤防の整備など、県のこれまでの防災・減災対策の成果を反映させることにも配慮して見直しに取り組んだ。また、県民に分かりやすいものとなるよう工夫し、公助はもとより、自助や共助の充実・強化に繋がる基礎資料として役立つものとなるよう取りまとめたところである。</u>	第４節 被害想定 <u>県は、東日本大震災を踏まえて国が実施した南海トラフ地震の被害想定の推計で得られた最新の科学的知見やデータを検証し、専門家で構成された「香川県地震・津波被害想定調査委員会」の意見も踏まえ、本県の地域の事情を踏まえた地震・津波の被害想定の見直し（香川県地震・津波被害想定調査）を行い、平成25年3月に「香川県地震・津波被害想定（第一次公表）」として、震度分布、津波水位及び浸水域等の推計結果を、また、同年8月に「香川県地震・津波被害想定（第二次公表）」として、発災直後の人的・物的被害等の推計結果を公表した。</u> <u>さらに、平成26年2月に「香川県地震・津波被害想定（第三次公表）」として、時間の経過とともに被害がどのように推移するのかを示す「被害シナリオ」を、同年3月に「香川県地震・津波被害想定（第四次公表）」として、第一次公表のうち、南海トラフ地震（発生頻度の高い）については、内閣府と相談し、検討したモデルを用いて、震度分布、津波水位及び浸水域等の推計を見直し、これに基づき、人的・物的被害や被害シナリオを公表した。</u> <u>また、同時に南海トラフ地震（最大クラス）を対象に、発災から避難行動が取れなくなるとされる浸水深30cmに達するまでの時間を示す「浸水深30cm</u>

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
1 前提条件 本県に大きな被害を及ぼすおそれがある地震として、海溝型地震（南海トラフ地震）2 ケースと活断層による直下型地震 2 ケースの合計 4 ケースを想定した。 2 想定地震 ① 南海トラフの<u>最大クラスの地震</u>（L2） 略 ② 南海トラフの<u>発生頻度の高い地震</u>（L1） 略 ③ 中央構造線断層帯で発生する地震 中央構造線断層帯は県内を直接通っていないが、ここで地震が発生した場合には、本県にも大きな被害を及ぼす可能性が高いことから想定地震とした。 ここでは、本県に最も近い讃岐山脈南縁東部区間～讃岐山脈南縁西部区間を想定した。 ④ 長尾断層帯で発生する地震 長尾断層帯は、さぬき市から高松市南部を経て綾歌郡綾川町に至る東西方向に延びた断層帯で、ここで地震が発生した場合には、県内に大きな被害を及ぼす可能性が高いことから想定地震とした。	<u>到達時間予測図</u>」も公表した。 <u>なお、中央構造線及び長尾断層については、「中央構造線断層帯の長期評価（一部改正）について」（平成 23 年 2 月 18 日）及び「長尾断層帯の長期評価」（平成 17 年 1 月 12 日変更）を地震動予測のモデルとしている。</u> 1 前提条件 本県に大きな被害を及ぼすおそれがある地震として、海溝型地震（南海トラフ地震）2 ケースと活断層による直下型の地震 2 ケースの合計 4 ケースを想定した。 2 想定地震 ① <u>想定地震 1：南海トラフ地震（最大クラス）</u> 略 ② <u>想定地震 2：南海トラフ地震（発生頻度の高い）</u> 略 ③ <u>想定地震 3：中央構造線（讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部）の地震</u> 中央構造線は県内を直接通っていないが、ここで地震が発生した場合には、本県にも大きな被害を<u>もたらすものと考えられる</u>。 ここでは、本県に最も近い讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部を想定した。 ④ <u>想定地震 4：長尾断層の地震</u> 長尾断層は、さぬき市から高松市香南町に至る東西方向に延びた活断層で、ここで地震が発生した場合には、県内に大きな被害を<u>もたらすものと予想される</u>ことから想定地震とした。

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
3 地震動予測結果 ① 南海トラフの<u>最大クラスの地震（L2）</u> - 震度は、5 強～7 になると予測された。 - 平野部を中心に広い範囲で震度 6 弱以上となり、東讃・西讃の平野部を中心に震度 6 強が分布している。<u>観音寺市、東かがわ市及び三豊市のごく一部で震度 7 と予測された。</u> ② 南海トラフの<u>発生頻度の高い地震（L1）</u> - 震度は、4～6 強になると予測された。 - 島嶼部・<u>荘内半島</u>の一部で震度 4、島嶼部・山地及び中讃で震度 5 弱、県内の東部から西部の平野部を中心に震度 5 強が分布しており、<u>高松市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市及び三木町で震度 6 弱が予測された。東かがわ市のごく一部の地域で震度 6 強と予測された。</u> ③ 中央構造線断層帯で発生する地震 - 震度は、5 弱～7 になると予測された。 <u>島嶼部を除く広い範囲で震度 6 弱以上となり、島嶼部では震度 5 弱～5 強が分布している。高松市、観音寺市、さぬき市、三豊市、三木町、綾川町及びまんのう町のごく一部で震度 7 と予測された。</u> ④ 長尾断層帯で発生する地震 - 震度は、4～<u>7</u>になると予測された。 <u>長尾断層帯の震源直上に位置する市町の広い範囲で震度 6 弱～6 強と予測された。さぬき市、三木町及びまんのう町のごく一部の地域で震度 7 と予測された。</u>	3 地震動予測結果 ① <u>想定地震 1：南海トラフ地震（最大クラス）</u> - 震度は、5 強～7 になると予測された。 - 平野部を中心に広い範囲で震度 6 弱、東讃・西讃の平野部を中心に震度 6 強が出現する傾向にあり、<u>観音寺市、東かがわ市及び三豊市のごく一部で震度 7 と予測された。</u> ② <u>想定地震 2：南海トラフ地震（発生頻度の高い）</u> - 震度は、4～6 弱になると予測された。 - 島嶼部の一部で震度 4、島嶼部・山地及び中讃で震度 5 弱、県内の東部から西部の平野部を中心に震度 5 強が出現する傾向にあり、<u>観音寺市、さぬき市及び東かがわ市などのごく一部で震度 6 弱が予測された。</u> ③ <u>想定地震 3：中央構造線（讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部）の地震</u> - 震度は、<u>4</u>～7 になると予測された。 <u>中央構造線に近い観音寺市、東かがわ市及び三豊市のごく一部で震度 7、高松市の沿岸部、東讃・西讃などの一部で震度 6 強、県東部から西部の広い範囲で震度 5 強～6 弱、島嶼部等で震度 5 弱、島嶼部の一部で震度 4 と予想された。</u> ④ <u>想定地震 4：長尾断層の地震</u> - 震度は、4～6 強になると予測された。 - 長尾断層に<u>近い高松市、三木町及びさぬき市などのごく一部で震度 6 強、高松市から東讃にかけて震度 6 弱、その他の地域では震度 4～5 弱が出現する傾向にある。</u>

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
4 津波予測結果 ① 南海トラフの<u>最大クラスの地震</u>（L2） - 地震発生直後の海面に±20cm の変動が県内の主要な港等で最も早く生じるのは、関谷港（観音寺市）で約4分となった。これは、<u>地震発生直後に地盤沈下量により海面が低下し</u>、外洋からの津波が到達する前に海面の変動が生じるため、他の港でも同様である。 - 県内の主要な港での最高津波波高は、約 <u>0.4～2.4m</u> となった。（<u>2.4m</u> となったのは、志度港（さぬき市）。） - 市町別の最高津波水位（津波波高＋満潮位等）は、約 <u>2.8～4.2m</u> となり、高松市、<u>さぬき市</u> など県内 <u>11</u> 市町で 3m を越える。 - 浸水面積は、香川県全体で約 <u>80.2</u>km² であり、このうち、人が歩行で避難することが困難となる浸水深 0.3m 以上となる浸水面積は約 <u>65.6</u> km² である。 市町別では、市域が広い高松市が約 <u>20.1</u>km² と最も大きく、次いで坂出市の約 <u>13.3</u>km²、三豊市、観音寺市となっている。人が歩行で避難することが困難となる浸水深 0.3m 以上となる浸水面積でみると、高松市が約 <u>16.5</u>km² と大きく、次いで坂出市となっている。 ② 南海トラフの<u>発生頻度の高い地震</u>（L1） - 浸水面積は、香川県全体で約 <u>10.3</u>km² であり、このうち、人が歩行で避難することが困難となる浸水深 0.3m 以上となる浸水面積は約 <u>6.7</u>km² である。	4 津波予測結果 ① <u>想定地震1：南海トラフ地震（最大クラス）</u> - 地震発生直後の海面に±20cm の変動が県内の主要な港等で最も早く生じるのは、関谷港（観音寺市）で約4分となった。これは、<u>初期地盤沈下量が大きいため</u>、外洋からの津波が到達する前に海面の変動が生じるため、他の港でも同様である。 - 県内の主要な港での最高津波波高は、約 <u>0.5～2.1m</u> となった。（<u>2.1m</u> となったのは、<u>牟礼港（高松市）</u> と志度港（さぬき市）。） - 市町別の最高津波水位（津波波高＋満潮位等）は、約 <u>2.2～3.8m</u> となり、高松市、<u>観音寺市</u> など県内 <u>8</u> 市町で 3m を越える。 - 浸水面積は、香川県全体で約 <u>69.8</u>km² であり、このうち、人が歩行で避難することが困難となる浸水深 0.3m 以上となる浸水面積は約 <u>55.6</u> km² である。 市町別では、市域が広い高松市が約 <u>17</u>km² と最も大きく、次いで坂出市の約 <u>11</u>km²、三豊市、観音寺市となっている。人が歩行で避難することが困難となる浸水深0.3m以上となる浸水面積でみると、高松市が約 <u>12.7</u>km² と大きく、次いで坂出市となっている。 ② <u>想定地震2：南海トラフ地震（発生頻度の高い）</u> <u>市町別の最高津波水位（津波波高＋満潮位等）は、約 2.3～3.2m となった。3.2m となったのは、観音寺市である。</u> - 浸水面積は、香川県全体で約 <u>10.9</u>km² であり、このうち、人が歩行で避難することが困難となる浸水深 0.3m 以上となる浸水面積は約 <u>7.2</u>km² である。

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
市町別では、<u>坂出市</u>が約 2.2km²と最も大きく、次いで<u>高松市</u>の約 2.0km²、<u>さぬき市</u>、<u>小豆島町</u>となっている。人が歩行で避難することが困難となる浸水深 0.3m 以上となる浸水面積でみると、さぬき市が約 1.2km²と大きく、次いで<u>高松市</u>となっている。 5 被害想定結果 <u>※ 想定シーン（季節・時間帯）は、人的被害が最大となる冬 5 時とする。ただし、地震火災のみ、その被害が最大となる冬 18 時とする。</u> ① 南海トラフの<u>最大クラスの地震（L2）</u> - 県全体の建物被害における全壊棟数は、<u>約 39,000 棟</u>であった。 - 全壊棟数は、高松市、観音寺市、三豊市で <u>6,000 棟以上</u>、丸亀市、坂出市、さぬき市、東かがわ市、小豆島町、多度津町で <u>1,000 棟以上と予想された</u>。揺れによる全壊棟数は<u>高松市、観音寺市、三豊市</u>で 5,000 棟以上、丸亀市、さぬき市、東かがわ市で 1,000 棟以上と予測された。 - 津波による全壊棟数は、高松市、さぬき市、三豊市で <u>500 棟以上</u>、地震火災による焼失棟数は<u>高松市、観音寺市、三豊市</u>で <u>100 棟以上</u>と予測された。 - 県全体の人的被害のうち、死者数は<u>最大で約 7,800 人（災害関連死を含む）</u>、負傷者数は<u>約 21,000 人</u>であった。 - 死者数（<u>最大</u>）は、高松市、<u>観音寺市</u>で 1,000 人以上、負傷者数は、高松市、丸亀市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市で 1,000 人以上と予測された。	市町別では、<u>高松市</u>が約 2.2km²と最も大きく、次いで<u>坂出市</u>及び<u>さぬき市</u>の約 <u>2.1km²</u>、<u>小豆島町</u>、<u>三豊市</u>となっている。人が歩行で避難することが困難となる浸水深 0.3m 以上となる浸水面積でみると、さぬき市が約 1.6km²と大きく、次いで<u>坂出市</u>となっている。 5 被害想定結果 ① <u>想定地震 1：南海トラフの地震（最大クラス）</u> - 県全体での建物被害が<u>最も多くなる冬 18 時</u>における全壊棟数は、<u>35,000 棟</u>であった。 - 全壊棟数は、高松市、観音寺市、三豊市で <u>5,000 棟以上</u>、丸亀市、坂出市、さぬき市、東かがわ市、小豆島町、多度津町で <u>1,000 棟以上となっており</u>、揺れによる全壊棟数は<u>観音寺市</u>で 5,000 棟以上、<u>高松市、丸亀市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、多度津町</u>で 1,000 棟以上と予測された。 - 津波による全壊棟数は、高松市、さぬき市、三豊市で <u>300 棟以上</u>、地震火災による焼失棟数は<u>観音寺市、東かがわ市、三豊市</u>で <u>1,000 棟以上</u>と予測された。 - 県全体での人的被害が最も多くなる冬深夜での死者数は <u>6,200 人</u>、負傷者数は <u>19,000 人</u>であった。 - 死者数は、高松市、<u>丸亀市、さぬき市</u>で 1,000 人以上、負傷者数は、高松市、丸亀市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市で 1,000 人

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
② 南海トラフの<u>発生頻度の高い地震（L1）</u> - 県全体の建物被害における全壊棟数は、<u>約 3,200 棟</u>であった。 - 全壊棟数は、高松市で<u>約 1,200 棟</u>、坂出市、観音寺市、<u>さぬき市、東かがわ市、三豊市、小豆島町、三木町</u>で 100 棟以上と予測された。 - 県全体の人的被害の<u>うち、死者数は最大で約 330 人</u>、負傷者数は<u>約 1,900 人</u>であった。 ③ 中央構造線断層帯で発生する地震 - 県全体の建物被害における全壊棟数は、<u>約 28,000 棟</u>であった。 - 全壊棟数は、高松市で<u>約 4,900 棟</u>、観音寺市で<u>約 4,500 棟</u>、<u>丸亀市、さぬき市、三豊市、まんのう町</u>で <u>2,000 棟</u>以上と予測された。 - 県全体の人的被害の<u>うち、死者数は最大で約 2,700 人</u>、負傷者数は<u>約 15,000 人</u>であった。 - 死者数（<u>最大</u>）は、高松市で<u>約 610 人</u>、観音寺市で<u>約 400 人</u>、<u>三豊市</u>で <u>約 310 人</u>、<u>さぬき市</u>で<u>約 240 人</u>と予測された。 ④ 長尾断層帯で発生する地震 - 県全体の建物被害における全壊棟数は、<u>約 4,900 棟</u>であった。 - 全壊棟数は、高松市で<u>約 2,000 棟</u>、<u>さぬき市</u>、三木町で <u>1,000 棟</u>以上と予測された。 - 県全体の人的被害の<u>うち、死者数は最大で約 500 人</u>、負傷者数は<u>約 3,500 人</u>であった。	以上と予測された。<u>なお、津波による死者数は全体の 7 割を占め、丸亀市、さぬき市で 1,000 人以上と予測された。</u> ② 想定地震 2：南海トラフの地震（<u>発生頻度の高い</u>） - 県全体<u>で</u>の建物被害が<u>最も多くなる冬 18 時</u>における全壊棟数は、<u>2,300 棟</u>であった。 - 全壊棟数は、高松市で <u>840 棟</u>、<u>東かがわ市</u>で <u>420 棟</u>、<u>さぬき市</u>、坂出市、<u>三豊市</u>、<u>観音寺市</u>で 100 棟以上と予測された。 - 県全体<u>で</u>の人的被害が<u>最も多くなる夏 12 時</u>での死者数は <u>120 人</u>、<u>冬深夜</u>での負傷者数は <u>1,200 人</u>であった。 ③ 想定地震 3：中央構造線（<u>讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部</u>）の地震 - 県全体<u>で</u>の建物被害が<u>最も多くなる冬 18 時</u>における全壊棟数は、<u>30,000 棟</u>であった。 - 全壊棟数は、高松市で <u>6,800 棟</u>、観音寺市で <u>9,100 棟</u>、<u>東かがわ市</u>、三豊市で <u>4,000 棟</u>以上と予測された。 - 県全体<u>で</u>の人的被害が<u>最も多くなる冬深夜</u>での死者数は <u>1,400 人</u>、負傷者数は <u>12,000 人</u>であった。 - 死者数は、高松市で <u>330 人</u>、観音寺市で <u>460 人</u>、<u>東かがわ市</u>で <u>240 人</u>、<u>三豊市</u>で <u>200 人</u>と予測された。 ④ 想定地震 4：長尾断層の地震 - 県全体<u>で</u>の建物被害が<u>最も多くなる冬 18 時</u>における全壊棟数は、<u>2,000 棟</u>であった。 - 全壊棟数は、高松市で <u>1,200 棟</u>、<u>坂出市</u>、<u>東かがわ市</u>、三木町で <u>100 棟</u>以上と予測された。

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<u>【被害想定結果総括表】</u> <u>6 これまでの減災効果</u> <u>(1) 津波に対するハード対策</u> <u>南海トラフの発生頻度の高い津波（L1）について、平成 27 年 3 月に策定された「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、「発生頻度の高い津波」に対して海岸堤防等の嵩上げ等の整備を行っており、平成 27 年度から令和 6 年度までの 10 年間で I 期計画として、特に優先度の高い箇所を重点的・集中的に整備を進めてきた。これまで県や市町が進めてきたハード対策の効果を確認するため、堤防等の構造物を前回推計で設定したものを「対策前」、今回推計で設定（I 期完了）したものを「対策後」として津波シミュレーションを行い、対策効果の検討を行った。</u> <u>津波に対するハード対策を進めたことにより、対策前（前回推計）に比べ、県全体で浸水域が約 3 分の 1 に減少した。</u> <u>(2) 建物の耐震化</u> <u>建物の耐震化率が向上したことによる減災効果を確認するため、前回推計の耐震化率 76%と今回推計の耐震化率 86%を基にして、今回推計の南海トラフの最大クラスの地震が発生した時の被害量を算出し検討を行った。</u> <u>7 今後の減災効果の予測</u>	・ 県全体での人的被害が最も多くなる冬深夜での死者数は 40 人、負傷者数は 1,300 人であった。 <u>(全面的に修正)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>6 減災効果</u>

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
● 建物の耐震化 ● <u>屋内収容物の転倒・落下防止対策</u> ● 津波避難の<u>早期化</u> ① 建物の耐震化 県内の住宅の耐震化率は、約 <u>86%</u>（令和 5 年現在）となっている。 旧耐震基準の建物の建て替えや耐震化により、全ての建物の耐震性が強化された場合には、揺れによる全壊棟数は、約 <u>8</u> 分の 1 に、それに伴う死者数は約 <u>11</u> 分の 1 に軽減される。 ② <u>屋内収容物の転倒・落下防止対策</u> 県内の家具類の転倒・落下防止対策実施率は、約 <u>17.9%</u>（令和 6 年県政世論調査）となっている。この実施率を 100%にすることで、死傷者数は約 4 分の 1 に軽減される。 ③ 津波避難の<u>早期化</u> 地震発生後、すぐに避難する県民が 100%になれば、死者数は、約 <u>7</u> 分の 1 に軽減される。 <u>(削除)</u> <u>【震度分布図】、【津波浸水想定図】</u>	● <u>全ての建物の耐震化を実施</u> ● <u>家具類の転倒・落下防止対策を実施</u> ● 津波避難の<u>迅速化</u> ① 建物の耐震化 県内の住宅の耐震化率は、約 <u>76%</u>（平成 23 年 10 月現在）となっている。 旧耐震基準の建物の建て替えや耐震化により、全ての建物の耐震性が強化された場合には、揺れによる全壊棟数は、約 <u>11</u> 分の 1 に、それに伴う死者数は約 <u>15</u> 分の 1 に軽減される。 ② <u>家具類の転倒・落下防止対策</u> 県内の家具類の転倒・落下防止対策実施率は、約 <u>13%</u>（平成 24 年 10 月県政世論調査）となっている。この実施率を 100%にすることで、死傷者数は約 4 分の 1 に軽減される。 ③ 津波避難の<u>迅速化</u> 地震発生後、すぐに避難する県民が 100%になれば、死者数は、約 <u>23</u> 分の 1 に軽減される。 ④ <u>直接経済被害額の軽減</u> <u>建物の耐震化率が 100%となれば、直接経済被害額は、約 2 分の 1 に軽減される。</u> <u>(全面的に修正)</u>

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
第5節 地震・津波防災対策目標 2 背景 ○ 大規模地震発生の切迫性 本県においては、南海トラフ、中央構造線断層帯、長尾断層帯を震源域とする大規模な地震の発生が予測されており、とりわけ南海トラフで、今後30年以内にM8～9クラスの地震が発生する確率は、<u>60～90%程度以上</u>（令和8年1月1日現在）※と極めて高く、限られた時間の中、効果的な対策を講じる必要がある。 ※ 発生確率の評価は、地震調査研究推進本部（R8.1）による。 4 想定される被害と対応 本県において実施した「香川県地震・津波被害想定調査」は、南海トラフ、中央構造線断層帯、長尾断層帯の3ケースを震源域とするものであり、その結果は、第4節の被害想定で記載したとおりである。特に、今世紀前半にもその発生が懸念されている南海トラフの地震・津波の場合、本県においては、広い範囲で強い地震動や津波による浸水が予想されている。こうした被害の軽減のためには、これらの強い地震動や津波に対する備えとともに、住民一人ひとりの防災意識を高め、地震や津波に強い地域づくりを行う必要がある。 【強い揺れに対する備え】 ・ ため池の耐震化対策 <u>防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に基づき、決壊した場合の浸水想定区域内に防災活動の拠点となる施設や緊急</u>	第5節 地震・津波防災対策目標 2 背景 ○ 大規模地震発生の切迫性 本県においては、南海トラフ、中央構造線、長尾断層を震源域とする大規模な地震の発生が予測されており、とりわけ南海トラフで、今後30年以内にM8～9クラスの地震が発生する確率は、<u>80%程度</u>（令和7年1月1日現在）と極めて高く、限られた時間の中、効果的な対策を講じる必要がある。 4 想定される被害と対応 本県において実施した「香川県地震・津波被害想定調査」は、南海トラフ、中央構造線、長尾断層の3ケースを震源域とするものであり、その結果は、第4節の被害想定で記載したとおりである。特に、今世紀前半にもその発生が懸念されている南海トラフの地震・津波の場合、本県においては、広い範囲で強い地震動や津波による浸水が予想されている。こうした被害の軽減のためには、これらの強い地震動や津波に対する備えとともに、住民一人ひとりの防災意識を高め、地震や津波に強い地域づくりを行う必要がある。 【強い揺れに対する備え】 ・ ため池の耐震化対策 <u>貯水量10万m³未満のため池で、防災上重要な中小規模ため池のうち、耐震性が不足するため池について、耐震化整備を行う必要がある。</u>

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<u>輸送路が存在する防災上重要なため池のうち、耐震性が不足するため池について、耐震化整備を行う必要がある。</u> 【津波に対する備え】 河川・海岸堤防等の整備 「香川県地震・津波被害想定調査報告書」では、「<u>最大クラスの津波に比べて比較的発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波</u>」いわゆる「L1 津波」が発生した場合、志度港及び須田（三豊市）で T. P. +<u>3.1m</u>の津波が予測されるなど、広範囲で甚大な浸水被害が発生すると想定されていることから、津波から県民の生命・財産を守るため、平成 27 年 3 月に策定された「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」（令和 6 年 3 月第 4 回変更）に基づき、優先度の高い箇所から計画的に整備を行う必要がある。 5 被害軽減の目標（減災目標） 今後 5 年間（令和 <u>12</u> 年度まで）で大規模地震による人的・物的被害をゼロに近づける。 6 減災を実現するための目標と対策 <u>本県の地域特性を踏まえ、</u>人的・物的被害の軽減につながる具体目標（数値目標又は定性目標）と目標実現のために県の関係部局が実施する対策等については、次のとおりである。 I 強い揺れへの備え	【津波に対する備え】 河川・海岸堤防等の整備 「香川県地震・津波被害想定調査」では、「比較的発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波」いわゆる「L1 津波」が発生した場合、志度港で T. P. +<u>2.9m</u>の津波が予測されるなど、広範囲で甚大な浸水被害が発生すると想定されていることから、津波から県民の生命・財産を守るため、平成 27 年 3 月に策定された「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」（令和 6 年 3 月第 4 回変更）に基づき、優先度の高い箇所から計画的に整備を行う必要がある。 5 被害軽減の目標（減災目標） 今後 5 年間（令和 <u>7</u> 年度まで）で大規模地震による人的・物的被害をゼロに近づける。 6 減災を実現するための目標と対策 人的・物的被害の軽減につながる具体目標（数値目標又は定性目標）と目標実現のために県の関係部局が実施する対策等については、次のとおりである。 I 強い揺れへの備え

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
◇ 建築物・住宅の耐震化 ○ 住宅の耐震化率を令和 12 年までに 92%にする。(令和 5 年 86%) ・ 略 ◇ ライフライン、公共施設の耐震化 ○ 県内水道施設（基幹的な水道管）の耐震管率を令和 9 年度までに 36.3%にする。(令和 5 年度末 25.6%) ・ 略 <u>(削除)</u> ○ <u>下水道施設の耐震化を促進する。</u> ・ <u>中讃流域下水道において、下水道の急所施設である下水道管路の耐震化完了率 90.6% (R5) →94.7% (R11) (土木部)</u> ・ <u>中讃流域下水道において、下水道の急所施設である下水処理場の耐震化完了率 0% (R5) →100% (R11) (土木部)</u> ○ <u>発災後の緊急輸送道路の機能を確保するため、緊急輸送道路沿いの建築物等の耐震化や無電柱化を促進する。(土木部)</u> ○ <u>防災拠点となる公共施設等の耐震化率を令和 12 年度までに 100%にする。(令和 6 年 97.5%)</u> ・ <u>市町と連携して避難所等に利用される社会福祉施設、文教施設、庁舎、体育館などの耐震化促進 (危機管理総局、総務部)</u> ◇ 土砂災害の防止 ○ 民有林の山地災害危険地区における治山施設を令和 12 年度までに 75 箇所	◇ 建築物・住宅の耐震化 ○ 住宅の耐震化率を令和 7 年までに 91%にする。(平成 30 年 82%) ・ 略 ◇ ライフライン、公共施設の耐震化 ○ 県内水道施設（基幹的な水道管）の耐震管率を令和 7 年度までに 33.0%にする。(令和 2 年度末 23.9%) ・ 略 ○ <u>緊急輸送道路の橋梁のうち、道路防災総点検で耐震補強が必要とされた橋梁の整備率を令和 7 年度末までに 100%にする。(令和 5 年度末 98%)</u> ・ <u>緊急輸送道路の橋梁の耐震化を推進 (土木部)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> ◇ 土砂災害の防止 ○ 民有林の山地災害危険地区における治山施設を令和 7 年度までに 75 箇所

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
所整備する。 ・ 森林整備保全計画に基づき山地災害危険地区を計画的に整備（環境森林部） ○ <u>避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要なものとして、令和12年度までに、砂防設備13箇所、急傾斜地崩壊防止施設2箇所を整備する。</u> ・ <u>保全対象人家5戸以上を有する土砂災害警戒区域（土石流）における砂防施設の整備率 24.6%（R6）→25.3%（R12）（土木部）</u> <u>（削除）</u> ・ <u>保全対象人家5戸以上を有する土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）における急傾斜地崩壊防止施設の整備率 29.7%（R6）→30%（R12）（土木部）</u> ○ 令和12年度までに377箇所の<u>防災重点農業用ため池の防災対策</u>を目指す。（令和6年度末44箇所） ・ 老朽ため池の整備を推進（農政水産部） ○ 液状化災害を予防する。 ・ 液状化危険度予測図の周知（危機管理総局） ○ <u>盛土等に伴う災害を予防する。</u> ・ <u>盛土等に伴う災害を防止するための既存盛土等基礎調査を実施（土</u>	所整備する。 ・ 森林整備保全計画に基づき山地災害危険地区を計画的に整備（環境森林部） ○ <u>〔土石流対策〕</u> 保全対象人家5戸以上を有する土砂災害警戒区域（土石流）における砂防施設の整備率を令和7年度までに24.5%にする。（令和5年度末24.2%） ○ <u>〔地すべり対策〕</u> 保全対象人家5戸以上を有する土砂災害警戒区域（地すべり）における地すべり防止施設を令和7年度までに1箇所整備し、9箇所にする。（令和5年度末8箇所） ○ <u>〔急傾斜地崩壊対策〕</u> 保全対象人家5戸以上を有する土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）における急傾斜地崩壊防止施設の整備率を令和7年度までに29.9%にする。（令和5年度末29.7%） ○ 令和7年度までに3,651箇所の<u>ため池整備（全面改修）</u>を目指す。（令和5年度末3,583箇所） ・ 老朽ため池の整備を推進（農政水産部） ○ 液状化災害を予防する。 ・ 液状化危険予測図の周知（危機管理総局） <u>（新規）</u>

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<u>本部)</u> ◇ <u>火災対策</u> ○ <u>大規模地震発生時における通電火災対策を含む電気に起因する出火の防止を図る。</u> ・ <u>市町等と連携して、感震ブレーカー等の普及啓発を実施（危機管理総局）</u> ○ <u>消防団の充実強化</u> ・ <u>企業における消防団活動への理解や従業員の消防団加入を促進（危機管理総局）</u> ○ <u>緊急消防援助隊の充実</u> ・ <u>緊急消防援助隊のうち、特に整備が必要な車両・資機材（特殊装備車両、後方支援車両、情報共有資機材等）の整備（危機管理総局）</u> ・ <u>航空消防防災体制の充実のため、航空小隊に特に必要な航空機・資機材（消防防災ヘリコプター（消防庁ヘリコプターを含む。）、ヘリサット地球局、持込型機上装置）の整備（危機管理総局）</u> Ⅱ 津波に対する備え ◇ 津波避難対策 ○ 沿岸を有する市町において、津波ハザードマップに関する取組みの充実を図る。 ・ 津波浸水<u>想定</u>図の周知、市町による津波ハザードマップ作成を支援（危機管理総局） ◇ 河川・海岸堤防の整備 ○ 河川や海岸堤防等について、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計	<u>（新規）</u> Ⅱ 津波に対する備え ◇ 津波避難対策 ○ 沿岸を有する市町において、津波ハザードマップに関する取組みの充実を図る。 ・ 津波浸水<u>予測</u>図の周知、市町による津波ハザードマップ作成を支援（危機管理総局） ○ 河川や海岸堤防等について、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
画」に基づき、優先度の高い箇所から、堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行う。 - 地震・津波対策海岸堤防等整備事業のⅡ期計画延長に対する整備率 <u>8.0% (R7) → 60.0% (R12)</u> (農政水産部、土木部) Ⅲ 地震・津波に強い地域づくり ◇ 地震、津波等に対する正確な知識や日頃の備えの普及啓発 ○ 防災アプリ「香川県防災ナビ」のダウンロード件数及び防災情報メールの登録件数を令和 <u>12</u> 年度までに <u>150,000</u> 件にする。(令和 <u>6</u> 年度末 <u>83,255</u> 件) - 県民の早期の避難などを図るため、登録を促進 (危機管理総局) ◇ 自主防災活動の促進・強化 ○ 自主防災組織の活動カバー率を令和 <u>8</u> 年度までに 100%にする。(令和 <u>7</u> 年 4 月 1 日現在 <u>97.4%</u>) - 自主防災組織による実践的な防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や自主防災組織のリーダーの研修等に係る市町事業を支援 (危機管理総局) - 自主防災組織のリーダーを対象とした研修会を開催 (危機管理総局) ○ N P O 法人日本防災士機構が認定する防災士数を令和 <u>12</u> 年度までに <u>6,100</u> 人にする。(令和 <u>7</u> 年 <u>11</u> 月末現在 <u>4,531</u> 人) - 市町を通じて、防災士資格取得費用の一部を助成 (危機管理総局) - 防災士養成講座に県職員を講師として派遣 (危機管理総局) <u>(削除)</u>	画」に基づき、優先度の高い箇所から、堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行う。 - 地震・津波対策海岸堤防等整備事業のⅠ期計画延長に対する整備率 <u>65.7% (R2) → 100% (R6)</u> (農政水産部、土木部) Ⅲ 地震・津波に強い地域づくり ◇ 地震、津波等に対する正確な知識や日頃の備えの普及啓発 ○ 防災アプリ「香川県防災ナビ」のダウンロード件数及び防災情報メールの登録件数を令和 <u>7</u> 年度までに <u>100,000</u> 件にする。(令和 <u>5</u> 年度末 <u>71,891</u> 件) - 県民の早期の避難などを図るため、登録を促進 (危機管理総局) ◇ 自主防災活動の促進・強化 ○ 自主防災組織の活動カバー率を令和 <u>7</u> 年度までに 100%にする。(令和 <u>6</u> 年 4 月 1 日現在 <u>97.4%</u>) - 自主防災組織による実践的な防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や自主防災組織のリーダーの研修等に係る市町事業を支援 (危機管理総局) - 自主防災組織のリーダーを対象とした研修会を開催 (危機管理総局) ○ N P O 法人日本防災士機構が認定する防災士数を令和 <u>7</u> 年度までに <u>4,250</u> 人にする。(令和 <u>6</u> 年 <u>9</u> 月末現在 <u>3,946</u> 人) - 市町を通じて、防災士資格取得費用の一部を助成 (危機管理総局) - 防災士養成講座に県職員を講師として派遣 (危機管理総局) ○ 地区防災計画の策定カバー率を令和 7 年度までに 60%にする。(令和 5

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
◇ 避難者への対応 ○ 避難所等の生活環境を整備する。 ・ 市町が避難所等の良好な生活環境を確保するための災害用物資や資機材の整備に係る費用の一部を補助（危機管理総局） ◇ 備蓄物資の充実、物資の情報管理体制の整備 ○ 想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して、必要となる備蓄量を推計し、令和 10 年度までに確保する。 ・ 新物資システム（B－P L o）を活用し、施設ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握（危機管理総局） 第 6 節 南海トラフ地震の特徴及び対応方針等 5 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備方針等 （1）・（2） 略 （3） 整備目標 ◇ 施設の整備等についての目標 ① 避難場所 ○ 市町は、香川県地震・津波被害想定における南海トラフ地震（最大クラス）の避難者数に対応する指定緊急避難場所の整備を行う。	年度末 44.5%) ・ 「地区防災計画策定の手引き」の作成やアドバイザー派遣等による策定支援（危機管理総局） ・ 地区防災計画策定に係る費用の一部を補助（危機管理総局） <u>（新規）</u> <u>（新規）</u> 第 6 節 南海トラフ地震の特徴及び対応方針等 5 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備方針等 （1）・（2） 略 （3） 整備目標 ◇ 施設の整備等についての目標 ① 避難場所 ○ 市町は、香川県地震・津波被害想定における南海トラフ地震（最大クラス）の避難者数に対応する指定緊急避難場所の整備を行う。

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
○ <u>市町は、南海トラフ地震（最大クラス）の津波にも対応できる避難場所として、指定行政機関及び地方公共団体の庁舎等や民間施設を含む津波避難ビル等の適切な指定を行う。</u> ○ <u>市町は、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合には、必要に応じて、延焼被害軽減対策等に取り組む。</u> ○ <u>市町は、耐震診断等を行い、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示する。</u> ②～⑭ 略 第7節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応 2 南海トラフ地震臨時情報の伝達等 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、<u>住民一人一人が「南海トラフ地震臨時情報」発表時の防災対応を検討・実施できるよう、県及び市町は、臨時情報が発表された場合、社会的混乱防止や冷静な行動促進を含め、同情報を迅速かつ確実に伝達・提供する必要がある。</u> 県は、市町及び消防本部に速やかに同情報を伝達するとともに、防災情報メールや県ホームページ、<u>防災アプリ等</u>のSNSの活用など多様な伝達手段により住民に対する情報提供を行う。 略	②～⑭ 略 第7節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応 2 南海トラフ地震臨時情報の伝達等 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、<u>住民が迅速かつ適切に防災対応を実施するためには、同情報を速やかにかつ確実に住民に伝達する必要がある。</u> 県は、市町及び消防本部に速やかに同情報を伝達するとともに、防災情報メールや県ホームページ、SNSの活用など多様な伝達手段により住民に対する情報提供を行う。 略

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
【南海トラフ地震臨時情報発表時の伝達系統図】 <pre> graph TD A[香川県 危機管理課] --> B[香川県警察本部 警備課] A --> C[関係市町] B --> D[警察署] B --> E[交番 駐在所] D --> E F[中国四国管区警察局 四国警察支局 災害対策官] --> G[各県警察本部 警備課] H[香川河川国道事務所 工務第一課] --> I[高松港湾・空港整備事務所 工務課] J[四国運輸局 安全防災・危機管理課長] --> K[陸上自衛隊第14旅団 司令部第2部] L[高松海上保安部] --> M[高松港海事関係機関等] N[四国旅客鉄道 運輸課] --> O[JR四国関係機関] P[四国電力送配電 中央給電指令所] --> Q[香川系統制御所] Q --> R[香川県内の四国電力関係機関] S[日本放送協会 西日本放送、瀬戸内海放送、山陽放送] --> T[四国新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、山陽新聞社、共同通信社] U[気象庁本庁、大阪管区気象台又は高松地方気象台] --> A U --> F U --> H U --> J U --> L U --> N U --> P U --> S U --> T </pre> 住民・公私の団体	【南海トラフ地震臨時情報発表時の伝達系統図】 <pre> graph TD A[香川県 危機管理課] --> B[香川県警察本部 警備課] A --> C[関係市町] B --> D[警察署] B --> E[交番 駐在所] D --> E F[中国四国管区警察局 四国警察支局 災害対策官] --> G[各県警察本部 警備課] H[香川河川国道事務所 工務第一課] --> I[高松港湾・空港整備事務所 工務課] J[四国運輸局 安全防災・危機管理課長] --> K[陸上自衛隊第14旅団 司令部第2部] L[高松海上保安部] --> M[高松港海事関係機関等] N[四国旅客鉄道 運輸課] --> O[JR四国関係機関] P[四国電力送配電 中央給電指令所] --> Q[香川系統制御所] Q --> R[香川県内の四国電力関係機関] S[日本放送協会 西日本放送、瀬戸内海放送、山陽放送] --> T[四国新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、山陽新聞社、共同通信社] U[気象庁本庁、大阪管区気象台又は高松地方気象台] --> A U --> F U --> H U --> J U --> L U --> N U --> P U --> S U --> T </pre> 住民・公私の団体
5 住民等の防災対応 (1) 住民の防災対応 香川県防災対策基本条例の基本理念である「防災対策は、県民が自らの身は自らで守る自助を原則」とする考え方に基づき、住民一人一人が「南海トラフ地震臨時情報」発表時の防災対応を検討・実施することが重要である。	5 住民の防災対応 香川県防災対策基本条例の基本理念である「防災対策は、県民が自らの身は自らで守る自助を原則」とする考え方のもと、住民一人一人が「南海トラフ地震臨時情報」発表時の防災対応を検討・実施することを基本とし、県及

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時 （ア） 日頃からの地震への備えの再確認等 住民は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて一定期間、後発地震発生に注意し、できるだけ安全な行動をとることが重要である。 （イ） 後発地震に備えた事前避難 a 事前避難を検討する対象地域 <u>「香川県地震・津波被害想定」では、津波による 30cm 以上の浸水が 30 分以内に生じる地域はないものの、地震発生直後に、河川・海岸堤防の崩壊や地盤沈降により、30cm 以上の浸水が 30 分以内に生じると想定される地域が存在する。</u> 津波に限らず、<u>30cm 以上の浸水で、人が歩いて避難することが困難となることから、堤防崩壊等により 30cm 以上の浸水が 30 分以内</u>	<u>び市町は、想定される地震・津波の状況、「南海トラフ地震臨時情報」の内容など住民が防災対応を検討するために必要な情報を提供する。</u> <u>また、市町は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合において、地震が発生してからの避難では、住民の身体に危険を及ぼすおそれがある場合など、後発地震による災害リスクが高い地域については、住民の事前避難を検討することを基本とする。</u> （1） 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時 ① 日頃からの地震への備えの再確認等 住民は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて一定期間、後発地震発生に注意し、できるだけ安全な行動をとることが重要である。 <u>このため、県及び市町は、同情報発表時に、住民があわてて食料や日用品を備蓄するなどの混乱が生じないよう、日頃からの地震への備えについて機会を捉えて周知し、住民に必要な対策の実施を促すものとする。</u> ② 後発地震に備えた事前避難 ア 避難検討対象地域 津波に限らず、<u>水深が 30cm 以上になると人が歩行で避難すること</u>

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<u>に生じると想定される地域を事前避難を検討する対象地域とする。</u> <u>b</u> 事前避難対象者 避難検討対象地域内の要配慮者を基本とする。 <u>c</u> 事前避難の期間 1 週間を基本とする。 <u>d</u> 「高齢者等事前避難対象地域」に対する「高齢者等避難」の発令 半割れケース（南海トラフの想定震源域内のプレート境界で、モーメントマグニチュード 8.0 以上の地震が発生）<u>では</u>、最初の地震発生後に瀬戸内海沿岸部にも大津波警報の発表により、沿岸部の住民に対して「避難指示」が発令されることが想定されている。 上記 <u>a</u> ～ <u>c</u> の考え方にに基づき、堤防崩壊等により 30cm 以上の浸水が 30 分以内に生じる地域を「高齢者等事前避難対象地域」とし、大津波警報・津波警報・津波注意報が解除された後、同地域に対して、「高齢者等避難」を発令し、要配慮者については避難を継続する。 <u>e</u> 避難方法等 高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者は、大津波警報・津波警報・津波注意報が解除された後、安全に留意しながら、避難場所から避難 所又は知人・親類宅等への移動を開始することを基本とする。	<u>が困難となることから、「香川県地震・津波被害想定」における浸水深 30cm 到達時間予測図において、堤防崩壊等により 30cm 以上の浸水が 30 分以内に生じると想定される地域を避難検討対象地域とする。</u> <u>イ</u> 事前避難対象者 避難検討対象地域内の要配慮者を基本とする。 <u>ウ</u> 事前避難の期間 1 週間を基本とする。 <u>エ</u> 「高齢者等事前避難対象地域」に対する「高齢者等避難」の発令 半割れケース（南海トラフの想定震源域内のプレート境界で、モーメントマグニチュード 8.0 以上の地震が発生）<u>の場合</u>、最初の地震発生後に瀬戸内海沿岸部にも大津波警報の発表により、沿岸部の住民に対して「避難指示」が発令されることが想定されている。 上記ア～ウの考え方にに基づき、堤防崩壊等により 30cm 以上の浸水が 30 分以内に生じる地域を「高齢者等事前避難対象地域」とし、大津波警報・津波警報・津波注意報が解除された後、同地域に対して、「高齢者等避難」を発令し、要配慮者については避難を継続する。 <u>オ</u> 避難方法等 高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者は、大津波警報・津波警報・津波注意報が解除された後、安全に留意しながら、避難場所から避難 所又は知人・親類宅等への移動を開始することを基本とする。

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
避難所は、指定避難所又は福祉避難所を基本とし、後発地震の発生時に想定されるリスク（津波等による浸水、土砂災害、耐震性不足等による倒壊等）に対して、できるだけ安全な施設を選定するとともに、受入れが必要な人数や各施設の設備の状況を踏まえて、1週間を基本とした避難生活が可能な施設を選定する。 電気・ガス・水道等のライフラインは通常どおり稼働し、商業施設等も営業していると想定されるため、避難者等が自ら必要なものを各自で準備することを基本とする。 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>イ</u> 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時	避難所は、指定避難所又は福祉避難所を基本とし、後発地震の発生時に想定されるリスク（津波等による浸水、土砂災害、耐震性不足等による倒壊等）に対して、できるだけ安全な施設を選定するとともに、受入れが必要な人数や各施設の設備の状況を踏まえて、1週間を基本とした避難生活が可能な施設を選定する。 <u>災害発生後の避難と異なり、電気・ガス・水道等のライフラインは通常どおり稼働し、商業施設等も営業していると想定されるため、避難者等が自ら必要なものを各自で準備することを基本とする。</u> <u>カ 地域の実情に応じた検討</u> <u>事前避難対象地域及び事前避難対象者等の考え方は、上記ア～ウを基本とするが、浸水深 30cm 到達時間や避難場所までの距離、避難者の移動速度、昼夜の違い等を考慮し、市町は、地域の実情に応じてこれらを適切に定めることができるものとする。</u> <u>③ 避難所の運営等</u> <u>市町は、要配慮者が避難をためらうことがないよう、避難所における快適な生活環境の確保に努めるとともに、自ら避難することが困難な避難行動要支援者の避難支援を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の適切な更新及び個別計画策定の取組みを推進するものとする。</u> <u>また、市町は、1週間を基本とした避難所運営を円滑に行えるよう、自主防災組織、ボランティア等の関係団体による運営体制やそれぞれの役割等をあらかじめ検討する。</u> <u>(2)</u> 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
住民は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合、<u>日常生活を送りつつ、日頃からの地震への備えの再確認や「特別な備え」（すぐに避難できる態勢の維持や非常持出品の常時携帯）を行うとともに、個々の状況に応じて一定期間地震発生に注意し、できるだけ安全な防災行動をとることを基本とする。</u>なお、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されるのは、大規模地震の発生の可能性が 平常時と比べて相対的に高まった状況であるため、<u>必要な対策を実施し、冷静に行動することが重要である。</u> このため、県及び市町は、同情報発表時に、住民があわてて食料や日用品を備蓄するなどの混乱が生じないよう、日頃からの地震への備えについて機会を捉えて周知し、住民に必要な対策の実施を促すものとする。 <u>（２）事業者の防災対応</u> <u>ア 事前の備え</u> <u>B C P（事業継続計画）を未策定の事業者は速やかに策定を進めるとともに、県や市町、関係機関が提供する支援制度や参考資料を活用し、防災対応力の強化を図るとともに、自社の防災対応について地域住民や利用者等に事前に周知し、臨時情報発表時に取るべき対応を訓練を通じて従業員に理解させることが重要であることから、訓練結果を踏まえ計画を見直し、実効性の向上に努める。</u> <u>イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）と南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に共通する対応</u> <u>「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、県内の事業者は、従業員等の安全確保を最優先に、事業継続の観点も考慮し、以下の防</u>	住民は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、<u>日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて一定期間地震発生に注意し、できるだけ安全な防災行動をとることを基本とする。</u> このため、県及び市町は、同情報発表時に、住民があわてて食料や日用品を備蓄するなどの混乱が生じないよう、日頃からの地震への備えについて機会を捉えて周知し、住民に必要な対策の実施を促すものとする。

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<u>災対応を検討・実施することに努める。なお、具体的な防災対応を検討するに当たっては、個々の事業者等の業種の違いや実情について留意する。</u> ・ <u>南海トラフ地震に関する自社BCP（事業継続計画を確認し、自社の脆弱性を把握する。</u> ・ <u>「南海トラフ地震臨時情報」発表時の行政からの避難指示等の発令状況、高齢者等事前避難対象地域など、事業所、取引先企業、顧客企業等の周辺地域の防災関連情報を確認する。</u> ・ <u>日頃からの地震への備えの再確認、特別な備えを行う等、適切な防災対応を実施する。</u> ・ <u>避難計画・誘導体制等の再確認を実施する。</u> ・ <u>従業員等への速やかな情報伝達を行い、冷静な行動を促す。</u> <u>ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時</u> <u>事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合、以下の対応を検討・実施する。</u> ・ <u>BCP（事業継続計画）の内容を速やかに確認し、施設・設備等の点検、従業員等の安全確保を実施する。特に、不特定多数が利用する施設、危険物を取り扱う施設等を管理・運営する事業者は、施設及び設備等の点検を確実に実施する。</u> ・ <u>防災対応を円滑かつ的確に実施するため、必要な要員の確保や必要に応じて指揮機能を持った組織の設置に努める。</u> ・ <u>後発地震発生時の被害軽減や早期復旧のため、個々の事業者等の状況に応じて、輸送ルートの変更、重要データのバックアップ、荷物の平積み、サプライチェーンの代替体制の事前準備、在庫の増産</u>	

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<u>や原材料、部品の積み増し、作業の中断準備など、具体的な警戒措置を検討・実施する。</u> ・ <u>ライフライン事業者は、関係機関と連携し、サービス提供体制の維持に努める。</u> <u>(ア) 高齢者等事前避難対象地域に位置する事業者等</u> ・ <u>市町から避難指示や高齢者等避難が発令された場合は、避難に時間を要する従業員、利用者等を避難させる等の措置を実施する。</u> ・ <u>臨時情報発表後の1週間を基本とする期間において、企業活動を効率的に継続するため、必要な人員の再配置、代替人員や取引先の確保等の措置を検討する。</u> ・ <u>生命の安全確保を最優先に、必要に応じて事業所の運営・業務の一時停止等を検討する。</u> <u>エ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時</u> <u>イの防災対応を踏まえ、従業員や施設利用者が直ちに避難できる体制とった上で、社会経済活動を継続することを基本とした防災対応を検討する。</u> <u>(3) 県・市町の防災対応</u> <u>ア 避難所の運営等</u> <u>1週間を基本とした避難所運営を円滑に行えるよう、市町や地域住民、自主防災組織、ボランティア等の関係団体による運営体制やそれぞれの役割等をあらかじめ検討しておく。その際、ライフラインは通常稼働前で、必要物資は各自が確保することを基本とする。</u> <u>また、市町は、要配慮者が避難をためらうことがないよう、避難所</u>	

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<u>における生活環境の確保に努めるとともに、自ら避難することが困難な避難行動要支援者の名簿の適切な更新及び個別避難計画の作成をあらかじめ推進する。</u> <u>イ 事前避難対象地域・対象者等の設定と支援</u> <u>市町は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された際、地震が発生してからの避難では住民の身体に危険が及ぶおそれがある場合など、後発地震による災害リスクが高い地域については、住民の事前避難を検討することを基本とする。</u> <u>・ 事前避難を検討する対象地域は、浸水深 30cm 以上が 30 分以内に予測されるとし、事前避難対象者は要配慮者を基本として事前避難を検討する。</u> <u>・ 事前避難の期間は原則 1 週間とし、避難所は安全性や設備状況を踏まえ、避難生活が可能な施設を選定する。</u> <u>・ 高齢者等事前避難対象地域に対しては、津波警報解除後に「高齢者等避難」を発令し、要配慮者の避難継続を支援する。</u> <u>・ 事前避難を検討する対象地域及び事前避難対象者等の考え方は、浸水到達時間、避難距離、移動速度、昼夜の違い等を考慮し、市町は地域の実情に応じてこれらを適切に定めることができるものとする。</u> 7 <u>警察の活動</u> 略 8 水道、電気、ガス、通信サービス、放送関係	7 <u>警備対策</u> 略 8 水道、電気、ガス、通信サービス、放送関係

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
(1) 略 (2) 電気 電気事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。 (3)～(5) 略	(1) 略 (2) 電気 電力事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。 (3)～(5) 略
10 交通 (1) 道路 県は、警察及び道路管理者等と調整の上、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合の交通規制等の情報について地域住民等にあらかじめ情報提供を行うものとする。<u>なお、必要に応じ、隣接する県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。</u> (2)・(3) 略	10 交通 (1) 道路 県は、警察及び道路管理者等と調整の上、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合の交通対策等の情報について地域住民等にあらかじめ情報提供を行うものとする。 (2)・(3) 略
11 県自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策 (1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設 略 ① 各施設に共通する事項 ア 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等の入場者等への伝達 <u>海岸近くにある施設については、津波警報等の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い</u>	11 県自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策 (1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設 略 ① 各施設に共通する事項 ア 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等の入場者等への伝達

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<u>時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに避難するよう、入場者等に対し伝達する。</u> 略 イ 入場者等の<u>避難のための</u>措置 ウ～カ 略 キ 非常用発電装置、<u>非常用通信手段の確保</u>、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備 ク 略 第2章 災害予防計画 第3節 危険物等災害予防計画 1 概要 本県には、消防法に基づく危険物施設が <u>3,672 施設</u>、高圧ガス保安法に基づく高圧ガス関係事業所が延べ 480 事業所、火薬類取締法等に基づく火薬類関係施設が <u>89 施設</u>、毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物製造・輸入業者及び届出を要する業務上取扱者が 41 業者あり、各事業者は、防災訓練の実施や施設等の耐震性の向上を図るなど災害の発生及び拡大防止に努めている。 第4節 公共施設等災害予防計画 1 道路施設 (1) 略 (2) 道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するために、橋梁の老朽化対策として、<u>長寿命化修繕計画</u>を策定し、予防的な修繕及び計画的な架	略 イ 入場者等の<u>安全確保のための退避等</u>の措置 ウ～カ 略 キ 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備 ク 略 第2章 災害予防計画 第3節 危険物等災害予防計画 1 概要 本県には、消防法に基づく危険物施設が <u>3,796 施設</u>、高圧ガス保安法に基づく高圧ガスの製造施設等が <u>1,565 施設</u>、火薬類取締法等に基づく火薬類関係施設が <u>99 施設</u>、毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物製造・輸入業者及び届出を要する業務上取扱者が 41 業者あり、各事業者は、防災訓練の実施や施設等の耐震性の向上を図るなど災害の発生及び拡大防止に努めている。 第4節 公共施設等災害予防計画 1 道路施設 (1) 略 (2) 道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するために、橋梁の老朽化対策として、<u>長寿命化計画</u>を策定し、予防的な修繕及び計画的な架け替

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
け替えの実施や、主要な道路について代替路を確保するための道路整備に努める。 (3) 略 2 河川管理施設 (1) 略 (2) 河川管理者は、定期的に施設の点検・巡視等を実施するとともに、津波への迅速な対応が可能になるように、水門、陸閘等の閉鎖を迅速確実に行うための体制、手順や<u>平時</u>の管理方法等について定め、訓練の実施に努めるものとする。 また、陸閘の常時閉鎖に努め、県及び市町はそのための啓発等を行うものとする。 なお、水門等の閉鎖手順等を定める場合には、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。 (3) 略 3 港湾及び漁港施設 (1)・(2) 略 (3) 港湾及び漁港の管理者は、定期的に施設の点検・巡視等を実施するとともに、津波への迅速な対応が可能になるように、水門、陸閘等の閉鎖を迅速確実に行うための体制、手順や<u>平時</u>の管理方法等について定め、訓練の実施に努めるものとする。 また、陸閘の常時閉鎖に努め、県及び市町はそのための啓発等を行うものとする。	えの実施や、主要な道路について代替路を確保するための道路整備に努める。 (3) 略 2 河川管理施設 (1) 略 (2) 河川管理者は、定期的に施設の点検・巡視等を実施するとともに、津波への迅速な対応が可能になるように、水門、陸閘等の閉鎖を迅速確実に行うための体制、手順や<u>平常時</u>の管理方法等について定め、訓練の実施に努めるものとする。 また、陸閘の常時閉鎖に努め、県及び市町はそのための啓発等を行うものとする。 なお、水門等の閉鎖手順等を定める場合には、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。 (3) 略 3 港湾及び漁港施設 (1)・(2) 略 (3) 港湾及び漁港の管理者は、定期的に施設の点検・巡視等を実施するとともに、津波への迅速な対応が可能になるように、水門、陸閘等の閉鎖を迅速確実に行うための体制、手順や<u>平常時</u>の管理方法等について定め、訓練の実施に努めるものとする。 また、陸閘の常時閉鎖に努め、県及び市町はそのための啓発等を行うものとする。

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
なお、水門等の閉鎖手順等を定める場合には、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。 (4) 略 4 海岸保全施設 (1) 略 (2) 海岸管理者は、定期的に施設の点検・巡視等を実施するとともに、津波への迅速な対応が可能になるように、水門、陸閘等の閉鎖を迅速確実に行うための体制、手順や<u>平時</u>の管理方法等について定め、訓練の実施に努めるものとする。 また、陸閘の常時閉鎖に努め、県及び市町はそのための啓発等を行うものとする。 なお、水門等の閉鎖手順等を定める場合には、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。	なお、水門等の閉鎖手順等を定める場合には、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。 (4) 略 4 海岸保全施設 (1) 略 (2) 海岸管理者は、定期的に施設の点検・巡視等を実施するとともに、津波への迅速な対応が可能になるように、水門、陸閘等の閉鎖を迅速確実に行うための体制、手順や<u>平常時</u>の管理方法等について定め、訓練の実施に努めるものとする。 また、陸閘の常時閉鎖に努め、県及び市町はそのための啓発等を行うものとする。 なお、水門等の閉鎖手順等を定める場合には、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。
第6節 防災施設等整備計画 2 通信施設等 (1) 県、市町及び防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、通信施設・設備等に関して、次の措置を講じる。 略 情報通信施設の風水害等に対する安全性の確保及び施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた<u>平時</u>からの連携体制の構築等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持向上を図る。	第6節 防災施設等整備計画 2 通信施設等 (1) 県、市町及び防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、通信施設・設備等に関して、次の措置を講じる。 略 情報通信施設の風水害等に対する安全性の確保及び施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた<u>平常時</u>からの連携体制の構築等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持向上を図る。

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
略 ・ <u>平時</u>から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け防災関係機関等との連携による通信訓練を行う。 略 (2) 略 3 広域防災拠点等 県は、<u>平時</u>には県民が体験学習等を通じて災害の基本的な知識を習得し、初歩的な教育訓練を受けられる体験型啓発施設として機能し、要員待機施設となりうる建物や備蓄倉庫等を備え、災害時には県内外からの災害応急活動要員の集結、救援物資の集積、救援救助などの広域的な災害応急対策活動の拠点となる施設を整備する。 略 第7節 防災業務体制整備計画 1 職員の体制 (1) 略 (2) 県及び市町は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等の研修制度、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを<u>平時</u>から構築することに努める。また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。	略 ・ <u>平常時</u>から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け防災関係機関等との連携による通信訓練を行う。 略 (2) 略 3 広域防災拠点等 県は、<u>平常時</u>には県民が体験学習等を通じて災害の基本的な知識を習得し、初歩的な教育訓練を受けられる体験型啓発施設として機能し、要員待機施設となりうる建物や備蓄倉庫等を備え、災害時には県内外からの災害応急活動要員の集結、救援物資の集積、救援救助などの広域的な災害応急対策活動の拠点となる施設を整備する。 略 第7節 防災業務体制整備計画 1 職員の体制 (1) 略 (2) 県及び市町は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等の研修制度、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを<u>平常時</u>から構築することに努める。また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
2 防災関係機関相互の連携体制 (1) 災害時には防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど<u>平時</u>から連携を強化しておくものとする。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。また、機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報共有に努めるとともに、消防防災ヘリ、警察ヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。 (2)～(6) 略 (7) 県、市町及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。 <u>(8) 県は、市町の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。</u> <u>(9) 県及び市町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的</u>	2 防災関係機関相互の連携体制 (1) 災害時には防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど<u>平常時</u>から連携を強化しておくものとする。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。また、機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報共有に努めるとともに、消防防災ヘリ、警察ヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。 (2)～(6) 略 (7) 県、市町及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。<u>また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として、活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u>

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<u>確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として、活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u> <u>(10) 県及び市町は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。</u> <u>(11)・(12) 略</u> <u>(13) 県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法等を取り決めておく。また、いかなる状況において、どのような分野（水防、救助、応急医療等）について派遣要請を行うのか、<u>平時</u>からその想定を行うとともに、自衛隊に連絡しておくものとする。</u> <u>(14) 略</u> 3 民間事業者との連携 (1) 略 <u>(2) 県は、市町に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう努めるものとする。</u> <u>(3) 略</u> 第8節 保健医療福祉救護体制整備計画 主な実施機関	<u>(8)・(9) 略</u> <u>(10) 県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法等を取り決めておく。また、いかなる状況において、どのような分野（水防、救助、応急医療等）について派遣要請を行うのか、<u>平常時</u>からその想定を行うとともに、自衛隊に連絡しておくものとする。</u> <u>(11) 略</u> 3 民間事業者との連携 (1) 略 <u>(2) 略</u> 第8節 保健医療福祉救護体制整備計画 主な実施機関

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
県（<u>保健福祉総務課</u>、障害福祉課、<u>医療政策課</u>、薬務課、感染症対策課）、市町、（独）国立病院機構、日本赤十字社香川県支部 1 初期医療体制の整備 （１）・（２） 略 （３） 県は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害・救急医療情報システム<u>の</u>円滑な運用を図る。 5 広域的医療体制の整備 県は、被災地の医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、県内他地域又は県外から医療協力を得るため、地域と連携した救護班の派遣調整等を行う体制や人材の確保に努めるなど、救護班の受入、患者の搬送、連絡体制等について調整、整備を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターは、県に対して適宜助言を行うものとする。 6 保健医療福祉活動の総合調整体制の整備 <u>（１）</u> 県は、大規模災害時に保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を<u>保健所や市町と連携し、</u>遅滞なく行うための体制を整備するものとする。 <u>（２）</u> 県は、平時から保健医療福祉活動チーム、保健所、市町等と<u>合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努めるものとする。</u>	県（<u>健康福祉総務課</u>、障害福祉課、<u>医務国保課</u>、薬務課、感染症対策課）、市町、（独）国立病院機構、日本赤十字社香川県支部 1 初期医療体制の整備 （１）・（２） 略 （３） 県は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害・救急・<u>周産期</u>医療情報システム<u>を整備し、</u>円滑な運用を図る。 5 広域的医療体制の整備 県は、被災地の医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、県内他地域又は県外から医療協力を得るため、地域と連携した救護班の派遣調整等を行う体制や人材の確保に努めるなど、救護班の受入、患者の搬送、連絡体制等について調整、整備を行う。その際、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言を行うものとする。 6 保健医療福祉活動の総合調整体制の整備 県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための体制を整備するものとする。

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前																								
(3) 県及び市町は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制（県においては災害時保健医療福祉活動支援システム（Ｄ２４Ｈ）等のシステムの活用体制を含む。）の整備に努めるものとする。 8 災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）等の整備 県は、災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）や保健師等チームの構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。 第９節 緊急輸送体制整備計画 5 道路啓開計画の策定 県は、防災関係機関と連携し、大規模地震発生の際、県内で必要となる道路啓開を迅速かつ効率的に実施するため、優先的に啓開する路線や実施方法等を定めた、香川県道路啓開計画を策定し、定期的な見直しを行うものとする。 【第１次輸送確保路線】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>路 線 名</th><th>区 間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県道三木国分寺線</td><td>高松市中間町</td></tr> <tr> <td>(削除)</td><td></td></tr> <tr> <td>県道三木津田線</td><td>さぬき市津田町津田～寒川町神前</td></tr> <tr> <td>県道円座香南線</td><td>高松市中間町～香南町横井</td></tr> <tr> <td>県道大屋富築港宇多津線</td><td>坂出市林田町～築港町、坂出市西大浜北～宇多津町</td></tr> </tbody> </table>	路 線 名	区 間	県道三木国分寺線	高松市中間町	(削除)		県道三木津田線	さぬき市津田町津田～寒川町神前	県道円座香南線	高松市中間町～香南町横井	県道大屋富築港宇多津線	坂出市林田町～築港町、坂出市西大浜北～宇多津町	8 災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）の整備 県は、災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。 第９節 緊急輸送体制整備計画 5 道路啓開計画の策定 県は、防災関係機関と連携し、大規模地震発生の際、県内で必要となる道路啓開を迅速かつ効率的に実施するため、優先的に啓開する路線や実施方法等を定めた、香川県道路啓開計画を策定するものとする。 【第１次輸送確保路線】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>路 線 名</th><th>区 間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(追加)</td><td></td></tr> <tr> <td>県道三木津田線</td><td>さぬき市津田町津田～寒川町神前</td></tr> <tr> <td>(追加)</td><td></td></tr> <tr> <td>(追加)</td><td></td></tr> <tr> <td>県道大屋富築港宇多津線</td><td>坂出市林田町～築港町、坂出市御供所町～宇多津町</td></tr> </tbody> </table>	路 線 名	区 間	(追加)		県道三木津田線	さぬき市津田町津田～寒川町神前	(追加)		(追加)		県道大屋富築港宇多津線	坂出市林田町～築港町、坂出市御供所町～宇多津町
路 線 名	区 間																								
県道三木国分寺線	高松市中間町																								
(削除)																									
県道三木津田線	さぬき市津田町津田～寒川町神前																								
県道円座香南線	高松市中間町～香南町横井																								
県道大屋富築港宇多津線	坂出市林田町～築港町、坂出市西大浜北～宇多津町																								
路 線 名	区 間																								
(追加)																									
県道三木津田線	さぬき市津田町津田～寒川町神前																								
(追加)																									
(追加)																									
県道大屋富築港宇多津線	坂出市林田町～築港町、坂出市御供所町～宇多津町																								

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後		修 正 前	
市道尾池丸田線	高松市香南町横井～香南町由佐	(追加)	
市道吉光高根線	高松市香南町由佐	(追加)	
市道宮下西大浜北線	坂出市中央町～築港町	(追加)	
市道西大浜北 2 号線	坂出市西大浜北	(追加)	
市道駅通り池之尻線	観音寺市植田町～池之尻町	(追加)	
市道駅池連絡 1 号線	観音寺市池之尻町	(追加)	
市道高速連絡 1 号線	観音寺市池之尻町	(追加)	
市道駅池連絡 2 号線	観音寺市池之尻町	(追加)	
市道高速道路 2 号線	観音寺市池之尻町	(追加)	
【第 2 次輸送確保路線】		【第 2 次輸送確保路線】	
路 線 名	区 間	路 線 名	区 間
県道土庄福田線	土庄町淵崎	(追加)	
(削除)		県道円座香南線	高松市中間町～岡本町、高松市香南町池内～香南町横井
県道太田上町志度線	高松市鹿角町～六条町	県道太田上町志度線	高松市鹿角町～林町
(削除)		県道千疋高松線	高松市岡本町～香南町池内
県道綾川国分寺線	綾川町滝宮、高松市国分寺町	県道綾川国分寺線	綾川町滝宮
(削除)		県道多度津停車場線	多度津町栄町
県道大見吉津仁尾線	三豊市三野町	(追加)	
県道高松志度線	高松市室町～さぬき市志度	県道高松志度線	高松市木太町～さぬき市志度
(削除)		臨海道路宮浦臨港道路 1 号	直島町
臨海道路 F 地区 1 号線	高松市朝日町	(追加)	
市道浜ノ町錦町線	高松市サンポート	(追加)	
(削除)		市道尾池丸田線	高松市香南町横井～香南町由佐 (全線)

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後					修 正 前				
<u>(削除)</u>					<u>市道吉光高根線</u>		<u>高松市香南町由佐</u>		
<u>(削除)</u>					<u>市道花ノ宮木太線</u>		<u>高松市室町～木太町</u>		
<u>市道橘・中新名線</u>		<u>高松市国分寺町</u>			<u>(追加)</u>				
<u>市道東山崎亀田線</u>		<u>高松市東山崎町</u>			<u>(追加)</u>				
<u>市道本山前田線</u>		<u>高松市東山崎町</u>			<u>(追加)</u>				
<u>市道番の州町線</u>		<u>坂出市番の州町</u>			<u>(追加)</u>				
<u>市道西埋立地3号線</u>		<u>坂出市築港町</u>			<u>(追加)</u>				
<u>市道ファクトリーパーク長尾幹線</u>		<u>さぬき市昭和</u>			<u>(追加)</u>				
<u>市道ファクトリーパーク長尾2号線</u>		<u>さぬき市昭和</u>			<u>(追加)</u>				
<u>町道20号線</u>		<u>多度津町桜川2丁目</u>			<u>(追加)</u>				
<u>町道206号線</u>		<u>多度津町寿町</u>			<u>(追加)</u>				
<u>町道255号線</u>		<u>多度津町寿町</u>			<u>(追加)</u>				
【防災機能強化港】					【防災機能強化港】				
港 湾 名	種 別	管 理 者	地 区 名	輸送確保路線への連絡経路	港 湾 名	種 別	管 理 者	地 区 名	輸送確保路線への連絡経路
宮 浦 港	〃	〃	宮浦地区	→宮浦臨港道路→県道北風戸積浦線	宮 浦 港	〃	〃	宮浦地区	→臨港道路→県道北風戸積浦線
【緊急輸送路図】					<u>(全面的に修正)</u>				
第10節 避難体制整備計画					第10節 避難体制整備計画				
主な実施機関					主な実施機関				
県（危機管理課、 <u>保健福祉総務課</u> 、感染症対策課、河川砂防課、教育委員会）、市町					県（危機管理課、 <u>健康福祉総務課</u> 、感染症対策課、河川砂防課、教育委員会）、市町				

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
2 指定避難所の指定、整備 (1) 略 (2) 指定避難所においては、あらかじめ、必要な機能を整理し、次の資機材等の整備や防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を活用した情報収集・伝達手段の確保を図るよう努める。 ・ 貯水槽、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、<u>パーティション</u> ・ 非常用電源、ガス整備 ・ テレビ・ラジオ等災害情報の入手に必要な機器 ・ 衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器 ・ <u>暑さ・寒さ対策に必要な冷暖房設備</u> ・ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備 また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。 (3) 略	2 指定避難所の指定、整備 (1) 略 (2) 指定避難所においては、あらかじめ、必要な機能を整理し、次の資機材等の整備や防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を活用した情報収集・伝達手段の確保を図るよう努める。 ・ 貯水槽、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド ・ 非常用電源、ガス整備 ・ テレビ・ラジオ等災害情報の入手に必要な機器 ・ 衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器 ・ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備 <u>また、指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、体温計、消毒薬剤、炊き出し用具、毛布、生理用品等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</u> <u>備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。</u> また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。 (3) 略

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
(4) 市町は、感染症対策のため、<u>平時</u>から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、指定避難所の収容人数を考慮し、過密抑制のため、可能な限り多くの避難所の確保に努め、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて検討するよう努めるものとし、県はこれを支援する。 (5) 略 (6) 市町は、<u>指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。また、必要に応じて、協定・届出避難所として位置付けた避難所の情報を県に提供する。</u> (7) 略	(4) 市町は、感染症対策のため、<u>平常時</u>から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、指定避難所の収容人数を考慮し、過密抑制のため、可能な限り多くの避難所の確保に努め、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて検討するよう努めるものとし、県はこれを支援する。 (5) 略 (6) 市町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。 (7) 略
9 避難所運営マニュアルの作成 略 また、全体的な考え方としての避難所運営マニュアル等を参考に、市町、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織等は、連携を図り、指定避難所ごとの運営マニュアルまたは避難所運営のために実施が必要な項目を列挙したタイムラインの作成に努めるものとする。	9 避難所運営マニュアルの作成 略 また、全体的な考え方としての避難所運営マニュアル等を参考に、市町、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織等は、連携を図り、指定避難所ごとの運営マニュアルの作成に努めるものとする。

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
略 11 要配慮者への対応 市町は、高齢者、障害者等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、関係団体、福祉事業者等の多様な主体の協力を得ながら、<u>平時</u>から、要配慮者に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者の個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に努める。 第 1 1 節 食料、飲料水及び生活物資確保計画 主な実施機関 県（危機管理課、<u>保健福祉総務課</u>、経営支援課、農業生産流通課、水産課）、市町、香川県広域水道企業団、（公社）日本水道協会香川県支部 <u>1 物資の備蓄</u> <u>（１）市町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に 1 回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資</u>	略 11 要配慮者への対応 市町は、高齢者、障害者等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、関係団体、福祉事業者等の多様な主体の協力を得ながら、<u>平常時</u>から、要配慮者に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者の個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に努める。 第 1 1 節 食料、飲料水及び生活物資確保計画 主な実施機関 県（危機管理課、<u>健康福祉総務課</u>、経営支援課、農業生産流通課、水産課）、市町、香川県広域水道企業団、（公社）日本水道協会香川県支部 <u>（新設）</u>

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<u>の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量を推計し、推計した必要備蓄量の確保に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。</u> <u>(2) 県は、避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って、市町が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量と市町により備蓄される量とを勘案し不足が懸念される物資や、市町の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとし、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。</u> <u>(3) 県及び市町は、新物資システム（B－P L o）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。また、災害時に迅速に物資調達、輸送調整に必要な情報の伝達が行えるよう、新物資システム（B－P L o）の研修や訓練の実施に努めるものとする。</u>	
<u>2 食料等の確保</u> (1)・(2) 略 (3) 県及び市町は、地震被害想定調査に基づき、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手	<u>1 食料等の確保</u> (1)・(2) 略 (3) 県及び市町は、地震被害想定調査に基づき、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、<u>食料等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄及び物資調達・輸送調整等支援システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、</u>

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
段の確保に努めるものとする。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。 <u>3</u> 飲料水の確保 (1)・(2) 略 (3) 県及び市町は、地震被害想定調査に基づき、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。 <u>4</u> 生活物資の確保 県及び市町は、地震被害想定調査に基づき、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な	輸送方法等の輸送体制の整備を図る。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。 <u>2</u> 飲料水の確保 (1)・(2) 略 (3) 県及び市町は、地震被害想定調査に基づき、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、<u>飲料水の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄及び物資調達・輸送調整等支援システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、</u>輸送方法等の輸送体制の整備を図る。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。 <u>3</u> 生活物資の確保 県及び市町は、地震被害想定調査に基づき、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、<u>生活物資の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して毛布、日用品等の備蓄及び物資調達・輸送調整等支援システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、</u>輸送方法等の輸送体制の整備を図る。特に、交通の途絶等により地域が

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。 また、災害時に生活物資が円滑に確保できるよう関係業界等に協力を依頼するとともに、主要な供給先との供給協定の締結に努める。なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。 <u>5</u> 住民による備蓄略 <u>6</u> 物資の集積拠点の指定 (1) 県は、他県等からの緊急物資等（医薬品等を含む。）の受入、一時保管、仕分け及び二次（地域）物資拠点への物資輸送等を行うため、一次（広域）物資拠点等をあらかじめ指定し、その情報を<u>新物資システム（B－P L o）</u>に登録しておくものとする。なお、一次（広域）物資拠点が利用できない場合等に備え、一次（広域）物資拠点支援施設をあらかじめ指定しておくものとする。 (2) 市町は、一次（広域）物資拠点等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、仕分け及び各指定避難所への物資輸送等を行うため、公共施設、広	孤立した場合でも救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。 また、災害時に生活物資が円滑に確保できるよう関係業界等に協力を依頼するとともに、主要な供給先との供給協定の締結に努める。なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。 <u>生活物資の備蓄については、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。</u> <u>4</u> 住民による備蓄略 <u>5</u> 物資の集積拠点の指定 (1) 県は、他県等からの緊急物資等（医薬品等を含む。）の受入、一時保管、仕分け及び二次（地域）物資拠点への物資輸送等を行うため、一次（広域）物資拠点等をあらかじめ指定し、その情報を<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>に登録しておくものとする。なお、一次（広域）物資拠点が利用できない場合等に備え、一次（広域）物資拠点支援施設をあらかじめ指定しておくものとする。 (2) 市町は、一次（広域）物資拠点等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、仕分け及び各指定避難所への物資輸送等を行うため、公共施設、広

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後					修 正 前				
場等を二次（地域）物資拠点としてあらかじめ指定し、その情報を <u>新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）</u> に登録しておくものとする。					場等を二次（地域）物資拠点としてあらかじめ指定し、その情報を <u>物資調達・輸送調整等支援システム</u> に登録しておくものとする。				
【一次（広域）物資拠点支援施設】					【一次（広域）物資拠点支援施設】				
番号	事業者名	施設名	施設の種別	所在地	番号	事業者名	施設名	施設の種別	所在地
略					略				
15	香川県	あなぶきアリーナ香川	その他	高松市サンポート					
16	（株）ムロオ	高松支店坂出番の州ターミナル	倉庫	坂出市番の州町 18-5					
17	（株）エフエーエス	三野倉庫	倉庫	三豊市三野町大見字雁股甲 1610-1					
18	シモハナ物流（株）	善通寺第二営業所	倉庫	善通寺市生野町字原 383-1					
19	佐川急便（株）	高松営業所	トラック	高松市朝日町 4-10-22					
20	東洋物産（株）	二条大麦定温検査倉庫	倉庫	坂出市築港町 2-310-112					

第 1 3 節 ボランティア活動環境整備計画

災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に行えるよう、ボランティアの自主性を尊重しつつ、平時から関係団体と連携し、ボランティアの育成、支援体制の整備など活動環境の整備を図る。

主な実施機関

県（男女参画・県民活動課、危機管理課、保健福祉総務課、循環型社会推

第 1 3 節 ボランティア活動環境整備計画

災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に行えるよう、ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時から関係団体と連携し、ボランティアの育成、支援体制の整備など活動環境の整備を図る。

主な実施機関

県（男女参画・県民活動課、危機管理課、健康福祉総務課）、市町、香川県

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<u>進課</u>)、市町、香川県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、<u>香川県災害中間支援組織</u> 1 <u>連携体制の強化</u> (1) 県及び市町は、香川県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、NPO・ボランティア等と連携し、<u>平時</u>から当該団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう連携体制の<u>強化</u>に努める。<u>また、国のデータベースに登録された被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努める。</u> (2) 県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において<u>NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う香川県災害中間支援組織及び香川県災害ボランティア支援センターを設置・運営する者（県社会福祉協議会等）と平時から相互に協力し、その機能強化に努める。</u> (3) 略 (4) <u>県は、平時から全国域において活動を行う災害中間支援組織である指定公共機関〔特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）〕と連携し、情報共有や訓練・研修等を通じて、災害時における官民連携体制の強化を図るものとする。</u> 2 ボランティア活動の啓発等 (1) 県及び市町は、関係団体と連携し、ボランティア活動への住民の積極的な参加を呼びかけるため、ボランティア活動の情報提供や活動推進のた	社会福祉協議会、市町社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部 1 <u>協力体制の確立</u> (1) 県及び市町は、香川県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、NPO・ボランティア等と連携し、<u>平常時</u>から当該団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう連携体制の<u>確立</u>に努める。 (2) 県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において<u>活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努める。</u> (3) 略 2 ボランティア活動の啓発等 県及び市町は、関係団体と連携し、ボランティア活動への住民の積極的な参加を呼びかけるため、ボランティア活動の情報提供や活動推進のための広

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
めの広報、啓発などに努める。 (2) 県及び市町は、<u>関係団体との連携により、災害時のボランティア活動や避難所運営等に関する研修・訓練の制度</u>、災害時のボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。 (3) 県及び市町は、<u>そのほか、被災家屋等からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するように努め、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。</u>	報、啓発などに努める。 また、<u>香川県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、NPO・ボランティア等との連携により、災害時のボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</u> <u>そのほか、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するように努め、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。</u>
第14節 要配慮者対策計画	第14節 要配慮者対策計画
主な実施機関	主な実施機関
県（国際課、危機管理課、<u>保健福祉総務課</u>、長寿社会対策課、子ども政策推進局、障害福祉課、<u>観光振興課、空港振興課</u>）、市町	県（国際課、危機管理課、<u>健康福祉総務課</u>、長寿社会対策課、子ども政策推進局、障害福祉課、観光振興課）、市町
1 社会福祉施設等入所者の対策	1 社会福祉施設等入所者の対策
(1) 略	(1) 略
(2) 社会福祉施設等の所有者又は管理者は、関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、定期的に避難訓練を実施するものとする。また、災害対策に関する具体的な計画の概要の掲示や、災害時の連携協力体制の整備のほか、次の措置を講じるよう努めるものとする。	(2) 社会福祉施設等の所有者又は管理者は、関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、定期的に避難訓練を実施するものとする。また、災害対策に関する具体的な計画の概要の掲示や、災害時の連携協力体制の整備のほか、次の措置を講じるよう努めるものとする。

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
・ 災害の予防や災害時の迅速、的確な対応のため、あらかじめ災害支援に関する具体的な計画を作成するとともに、自衛防災組織等を整備し、動員体制、非常招集体制、緊急連絡体制、避難誘導体制等の整備に努める。また、災害時に協力が得られるよう、<u>平時</u>から近隣施設、地域住民、ボランティア団体等と連携を図っておく。 略 2 在宅の避難行動要支援者の対策 (1) 略 (2) 市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、<u>平時</u>より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。なお、作成した名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に整備、更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。 県は、必要に応じて、市町に対し助言、情報提供等を行う。 (3)・(4) 略 <u>(5) 市町及び県は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。</u> (6) 市町は、市町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意が	・ 災害の予防や災害時の迅速、的確な対応のため、あらかじめ災害支援に関する具体的な計画を作成するとともに、自衛防災組織等を整備し、動員体制、非常招集体制、緊急連絡体制、避難誘導体制等の整備に努める。また、災害時に協力が得られるよう、<u>平常時</u>から近隣施設、地域住民、ボランティア団体等と連携を図っておく。 略 2 在宅の避難行動要支援者の対策 (1) 略 (2) 市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、<u>平常時</u>より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。なお、作成した名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に整備、更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。 県は、必要に応じて、市町に対し助言、情報提供等を行う。 (3)・(4) 略 <u>(5) 市町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u> (6) 市町は、市町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意が

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
ある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。ただし、条例等の規定に基づき、本人の同意なしに提供することができる場合はこの限りでない。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。 略 市町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、<u>平時</u>から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。 (7) 略 (8) 市町は、防災担当部局と福祉担当部局の連携の下、すべての地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連パンフレット等を設置する。また、市町は、高齢者の避難行動の理解促進に向けて、<u>平時</u>から地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携を図る。 (9) 略 (10) 県は、市町における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などを提示、研修会や<u>訓練</u>の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。 4 外国人の対策	ある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。ただし、条例等の規定に基づき、本人の同意なしに提供することができる場合はこの限りでない。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。 略 市町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、<u>平常時</u>から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。 (7) 略 (8) 市町は、防災担当部局と福祉担当部局の連携の下、すべての地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連パンフレット等を設置する。また、市町は、高齢者の避難行動の理解促進に向けて、<u>平常時</u>から地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携を図る。 (9) 略 (10) 県は、市町における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などを提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。 4 外国人の対策

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
(1)・(2) 略 (3) 県は、災害時にも外国人への情報発信や支援活動を円滑に行うため、通訳ボランティアや外国人防災リーダー等の確保を図る。 第16節 防災知識等普及計画 1 防災思想の普及 自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、食料、飲料水等の備蓄など<u>平時</u>から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、高齢者・障害者等の避難行動要支援者を助けること、指定緊急避難場所・指定避難所で自ら活動すること、あるいは県、市町等が行っている防災活動に協力することなどが求められる。 略 3 住民に対する普及啓発 (1) 略 (2) 県及び市町は、住民の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。また、広報誌、パンフレット等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用等の方法により、災害時等において住民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図るほか、<u>平時</u>から各種ハザードマップを活用した地域における災害リスクの確認を促進するよう周知に努める。さら	(1)・(2) 略 (3) 県は、災害時にも外国人が円滑にコミュニケーションを図れるよう、通訳ボランティア等の確保を図る。 第16節 防災知識等普及計画 1 防災思想の普及 自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、食料、飲料水等の備蓄など<u>平常時</u>から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、高齢者・障害者等の避難行動要支援者を助けること、指定緊急避難場所・指定避難所で自ら活動すること、あるいは県、市町等が行っている防災活動に協力することなどが求められる。 略 3 住民に対する普及啓発 (1) 略 (2) 県及び市町は、住民の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。また、広報誌、パンフレット等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用等の方法により、災害時等において住民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図るほか、<u>平常時</u>から各種ハザードマップを活用した地域における災害リスクの確認を促進するよう周知に努める。さ

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
に、体験学習を通して防災意識の普及啓発を図るため、体験型啓発施設等を積極的に活用する。 なお、普及啓発に当たっては、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとし、県民防災週間（7月15日から7月21日）、防災週間、津波防災の日、火災予防週間、水防月間、土砂災害防止月間等の予防運動実施時期を中心に行う。 略 ・ 津波警報等の意味や内容、発表時にとるべき行動 ・ <u>南海トラフ地震臨時情報の内容、発表時にとるべき行動</u> ・ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容 略 ・ 家具等の転倒防止対策、<u>感震ブレーカーの設置等</u>の家庭での予防・安全対策 ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所等での飼育についての準備 略 9 災害教訓の伝承 住民は、<u>語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。</u> 略	らに、体験学習を通して防災意識の普及啓発を図るため、体験型啓発施設等を積極的に活用する。 なお、普及啓発に当たっては、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとし、県民防災週間（7月15日から7月21日）、防災週間、津波防災の日、火災予防週間、水防月間、土砂災害防止月間等の予防運動実施時期を中心に行う。 略 ・ 津波警報等の意味や内容、発表時にとるべき行動 ・ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容 略 ・ 家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策 ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼育についての準備 略 9 災害教訓の伝承 住民は自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。 略

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
第 1 7 節 自主防災組織育成計画 1 地域住民の自主防災組織 (1) 災害時には行政や防災関係機関のみならず、地域住民が組織する自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出・救護活動等が非常に重要である。 略 また、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。 (2) 略 (3) 自主防災組織の主な活動内容は、次のとおりである。自主防災組織は、防災対策に取り組むに当たっては、市町、事業者、公共的団体その他関係団体と連携するよう努めるものとする。 〔平時からの活動〕 ・ 平時からの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及 略 第 1 8 節 被災動物の救護体制整備計画 災害時に動物を原因とする混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、<u>平時から</u>市町等関係機関や(公社)香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力体制を確立し、飼い主への支援及び被災動物の救護体制を整備する。 4 被災動物救護活動対策	第 1 7 節 自主防災組織育成計画 1 地域住民の自主防災組織 (1) 災害時には行政や防災関係機関のみならず、地域住民が組織する自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出・救護活動等が非常に重要である。 略 また、消防団と自主防災組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。 (2) 略 (3) 自主防災組織の主な活動内容は、次のとおりである。自主防災組織は、防災対策に取り組むに当たっては、市町、事業者、公共的団体その他関係団体と連携するよう努めるものとする。 〔<u>平常時</u>の活動〕 ・ <u>平常時</u>の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及 略 第 1 8 節 被災動物の救護体制整備計画 災害時に動物を原因とする混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、<u>平常時から</u>市町等関係機関や(公社)香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力体制を確立し、飼い主への支援及び被災動物の救護体制を整備する。 4 被災動物救護活動対策

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

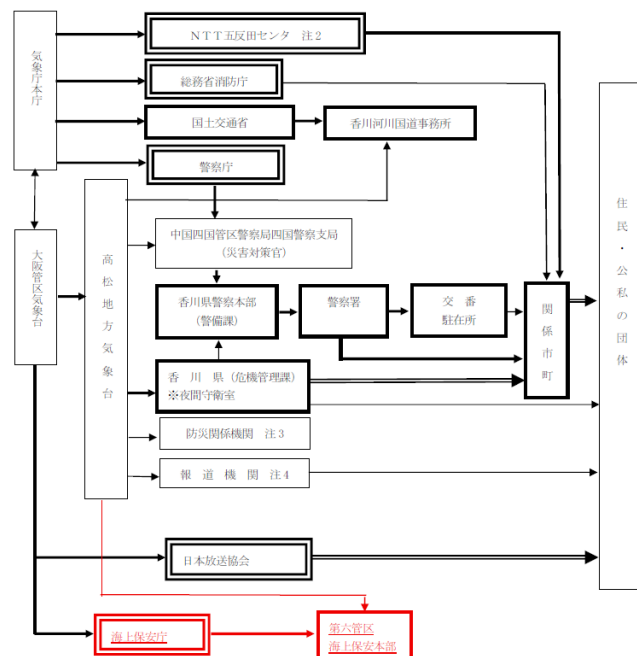
修 正 後	修 正 前
県は、(公社)香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、被災動物の救護活動体制を整備するとともに、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望に対応するなど、災害時にはそれぞれが役割分担して救護活動等ができるよう協力、支援する。 また、県は、<u>平時</u>から市町と連携して、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供体制を整備する。 第 1 9 節 帰宅困難者対策計画 主な実施機関 県（危機管理課、観光振興課、<u>空港振興課</u>）、市町 第 3 章 災害応急対策計画 第 1 節 活動体制計画 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、県、市町及び防災関係機関は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、それぞれ災害対策本部等を設置し、災害情報を一元的に把握し、共有することができるように、活動体制を整備する。なお、災害応急対策の実施に当たり、災害応急対策に従事する者の<u>健康管理等を徹底し、安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。</u> 第 2 節 広域的応援計画 2 市町の応援要請等 (2) 県に対する応援要請等 ①・② 略	県は、(公社)香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、被災動物の救護活動体制を整備するとともに、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望に対応するなど、災害時にはそれぞれが役割分担して救護活動等ができるよう協力、支援する。 また、県は、<u>平常時</u>から市町と連携して、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供体制を整備する。 第 1 9 節 帰宅困難者対策計画 主な実施機関 県（危機管理課、観光振興課）、市町 第 3 章 災害応急対策計画 第 1 節 活動体制計画 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、県、市町及び防災関係機関は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、それぞれ災害対策本部等を設置し、災害情報を一元的に把握し、共有することができるように、活動体制を整備する。なお、災害応急対策の実施に当たり、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。 第 2 節 広域的応援計画 2 市町の応援要請等 (2) 県に対する応援要請等 ①・② 略

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<u>③ 市町は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施を要請する。</u> <u>④ 略</u> (3) 指定地方行政機関に対する職員派遣の要請等 <u>① 略</u> <u>② 市町は、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要求ができない場合には、その旨及び当該市町の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知する。</u> (4) 略 8 他都道府県等への応援 (1)・(2) 略 (3) 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣 県等は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療福祉調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施や被災者の健康管理を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）や保健師等チームの応援派遣を行うものとする。	<u>③ 略</u> (3) 指定地方行政機関に対する職員派遣の要請 略 (4) 略 8 他都道府県等への応援 (1)・(2) 略 (3) 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣 県等は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療福祉調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣を行うものとする。

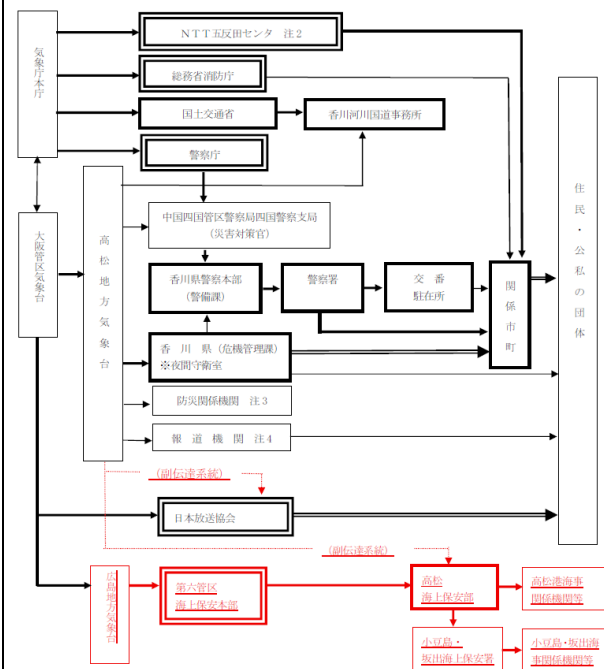
(2) 津波予報

【津波警報等の伝達系統図】



(2) 津波予報

【津波警報等の伝達系統図】



香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

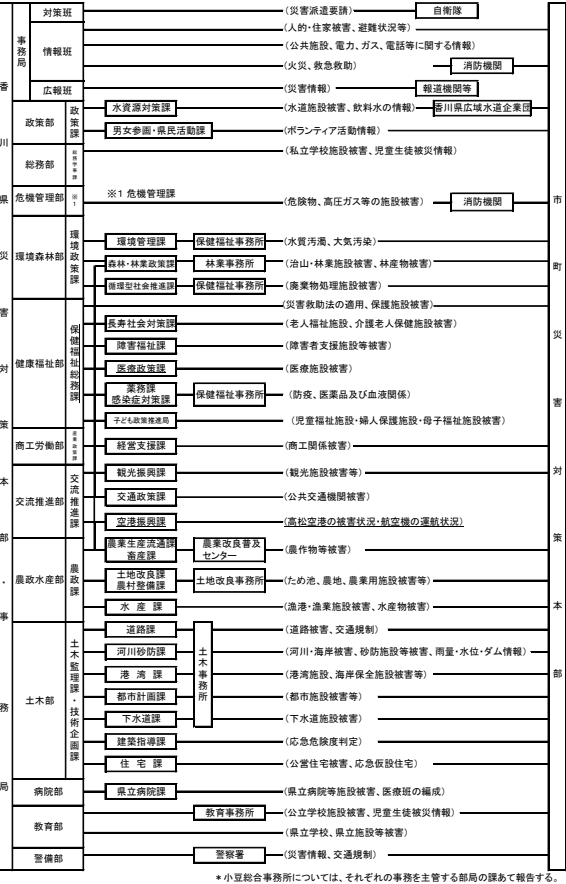
修 正 後	修 正 前
【地震及び津波に関する情報の伝達系統図】	【地震及び津波に関する情報の伝達系統図】
第5節 災害情報収集伝達計画 1 情報の収集伝達 (1) 略 (2) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集伝達 ① 略 ② 県は、市町等から情報を収集するとともに、自らも防災ヘリコプターによる偵察、災害現場への職員の派遣等により必要な被害規模に関	第5節 災害情報収集伝達計画 1 情報の収集伝達 (1) 略 (2) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集伝達 ① 略 ② 県は、市町等から情報を収集するとともに、自らも防災ヘリコプターによる偵察、災害現場への職員の派遣等により必要な被害規模に関す

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じて関係省庁に連絡する。また、必要な情報については、市町、防災関係機関へ提供するとともに、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を<u>防災ＩｏＴシステム等</u>を活用し、<u>官邸及び政府本部を含む防災関係機関と共有を図るものとする。</u> ③～⑥ 略 (3) 一般被害情報、応急対策活動状況等の収集伝達 ① 略 ② 県は、市町や防災関係機関からの情報、自ら収集した情報を整理し、消防庁へ報告する。また、必要に応じ、<u>新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）</u>を活用して詳細な被害情報、応急対策活動状況等を関係省庁へ報告する。 ③ 略 2 直接即報基準に該当した場合の報告 ①～③ 略 ④ 災害即報のうち直接即報基準に該当するもの ・ 地震が発生し、当該市町の区域内で震度５強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。） ・ 津波、風水害、<u>雪害</u>のうち、死者又は行方不明者が生じたもの 等	る概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じて関係省庁に連絡する。また、必要な情報については、市町、防災関係機関へ提供するとともに、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を官邸及び政府本部を含む防災関係機関と共有を図るものとする。 ③～⑥ 略 (3) 一般被害情報、応急対策活動状況等の収集伝達 ① 略 ② 県は、市町<u>からの情報</u>、防災関係機関からの情報、自ら収集した情報を整理し、消防庁へ報告する。また、必要に応じて<u>詳細な被害情報</u>、応急対策活動状況等を関係省庁へ報告する。 ③ 略 2 直接即報基準に該当した場合の報告 ①～③ 略 ④ 災害即報のうち直接即報基準に該当するもの ・ 地震が発生し、当該市町の区域内で震度５強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。） ・ 津波、風水害のうち、死者又は行方不明者が生じたもの 等

修 正 後

【被害状況等情報収集伝達系統図】



第 8 節 災害救助法適用計画

主な実施機関

修 正 前

【被害状況等情報収集伝達系統図】



第 8 節 災害救助法適用計画

主な実施機関

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
県（<u>保健福祉総務課</u>）、市町 3 救助の種類等 （１） 救助の種類 災害救助法による救助の実施は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を市町長に通知することにより、市町長が実施する。この場合において、市町長は、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。 ①～⑤ 略 ⑥ <u>福祉サービスの提供</u> ⑦～⑪ 略 第１０節 医療救護計画 主な実施機関 市町（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市町が行う。）、県（<u>医療政策課</u>、薬務課、感染症対策課、病院局県立病院課）、（独）国立病院機構、日本赤十字社香川県支部、自衛隊 1 現地医療体制 （１） 医療救護班の派遣 ①・② 略 ③ 県は、自ら必要と認めた場合、又は市町から応援要請があった場合は、DMAT指定医療機関、DPAT登録医療機関、災害支援ナース	県（<u>健康福祉総務課</u>）、市町 3 救助の種類等 （１） 救助の種類 災害救助法による救助の実施は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を市町長に通知することにより、市町長が実施する。この場合において、市町長は、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。 ①～⑤ 略 ⑥～⑩ 略 第１０節 医療救護計画 主な実施機関 市町（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市町が行う。）、県（<u>医務国保課</u>、薬務課、感染症対策課、病院局県立病院課）、（独）国立病院機構、日本赤十字社香川県支部、自衛隊 1 現地医療体制 （１） 医療救護班の派遣 ①・② 略 ③ 県は、自ら必要と認めた場合、又は市町から応援要請があった場合は、DMAT指定医療機関、DPAT登録医療機関、災害支援ナース

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
協定締結施設、香川県医師会、日本赤十字社香川県支部、広域救護病院及び関係団体・機関に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害支援ナース、香川県医師会災害医療チーム（JMAT香川）、日赤救護班や広域医療救護班等の派遣要請を行い、県内の医療体制では対応できないと判断した場合は、国、他の都道府県及び日本赤十字社、自衛隊等に対し、医療救護に係る応援要請を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。 ④ 略 ⑤ 県は、他県のDMAT等の受入調整を行うものとし、遠方からのDMAT参集については空路参集を考慮する。その際、災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。 ⑥ 県は、DMATの活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、香川県医師会、日本赤十字社香川県支部、独立行政法人国立病院機構四国こどもとおとなの医療センター、国立大学法人香川大学医学部附属病院、香川県歯科医師会、香川県薬剤師会、香川県看護協会、香川県災害リハビリテーション支援協会（香川JRAT）、香川県栄養士会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所・救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は、医療チーム等の交替により医療情報が断絶する	協定締結施設、香川県医師会、日本赤十字社香川県支部、広域救護病院及び関係団体・機関に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害支援ナース、香川県医師会災害医療チーム（JMAT香川）、日赤救護班や広域医療救護班等の派遣要請を行い、県内の医療体制では対応できないと判断した場合は、国、他の都道府県及び日本赤十字社、自衛隊等に対し、医療救護に係る応援要請を行う。その際、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。 ④ 略 ⑤ 県は、他県のDMAT等の受入調整を行うものとし、遠方からのDMAT参集については空路参集を考慮する。その際、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。 ⑥ 県は、DMATの活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、香川県医師会、日本赤十字社香川県支部、独立行政法人国立病院機構四国こどもとおとなの医療センター、国立大学法人香川大学医学部附属病院、香川県歯科医師会、香川県薬剤師会、香川県看護協会、香川県災害リハビリテーション支援協会（香川JRAT）、香川県栄養士会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所・救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は、医療チーム等の交替により医療情報が断絶することのないよう、被災地におけ

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
ことのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。 (2) 略 2 広報医療体制 (1) 略 (2) 広域救護病院の医療救護 ① 県は、県立病院において医療救護活動を行うとともに、広域災害・救急医療情報システム等を活用し、県医療救護計画に定める広域救護病院に対して、医療救護の実施を要請する。その際、災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターは、県に対して適宜助言を行うものとする。 ② 略 3 保健医療福祉活動の総合調整 県は、必要に応じて、災害対策本部健康福祉部に香川県保健医療福祉調整本部を設置し、保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行うとともに、市町の医療救護活動を支援するものとし、その際、災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。 <u>また、県に保健医療福祉調整本部が設置された際に、必要に応じて被災地域を所管する保健所は保健医療福祉調整地域本部を設置するものとし、その際、災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターは、保健所に</u>	る診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。 (2) 略 2 広報医療体制 (1) 略 (2) 広域救護病院の医療救護 ① 県は、県立病院において医療救護活動を行うとともに、広域災害・救急医療情報システム等を活用し、県医療救護計画に定める広域救護病院に対して、医療救護の実施を要請する。その際、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言を行うものとする。 ② 略 3 保健医療福祉活動の総合調整 県は、必要に応じて、災害対策本部健康福祉部に香川県保健医療福祉調整本部を設置し、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行うとともに、市町の医療救護活動を支援するものとし、その際、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<u>対して適宜助言及び支援を行うものとする。</u> 4 傷病者の搬送 重症患者の後方医療機関（必要に応じ、県外の医療機関）への搬送は、原則として消防機関が救急車で行うものとするが、救急車が確保できない場合又は緊急を要する場合等は、次により搬送するものとする。 (1)～(5) 略 <u>(6) 県は必要に応じて、政府本部に対し、船舶を活用した傷病者の搬送を要請する。</u> 第13節 交通確保計画 主な実施機関 県（危機管理課、交通政策課、<u>空港振興課</u>、道路課、港湾課）、警察本部、市町、四国地方整備局、四国運輸局、高松空港事務所、高松海上保安部、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、高松空港(株) 1 陸上交通の確保 (1)・(2) 略 (3) 道路啓開等 道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省又は農林水産省等に報告するほか、道路啓開を行い、<u>緊急車両の通行の確保に努める。</u> ① <u>道路啓開</u>について、道路管理者等、警察、消防及び自衛隊等は、状	4 傷病者の搬送 重症患者の後方医療機関（必要に応じ、県外の医療機関）への搬送は、原則として消防機関が救急車で行うものとするが、救急車が確保できない場合又は緊急を要する場合等は、次により搬送するものとする。 (1)～(5) 略 第13節 交通確保計画 主な実施機関 県（危機管理課、交通政策課、道路課、港湾課）、警察本部、市町、四国地方整備局、四国運輸局、高松空港事務所、高松海上保安部、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、高松空港(株) 1 陸上交通の確保 (1)・(2) 略 (3) 道路啓開等 道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省又は農林水産省等に報告するほか、<u>道路啓開等（雪害においては除雪を含む。）</u>を行い、<u>道路機能の確保に努める。</u> ① <u>路上の障害物の除去（火山災害における火山噴出物の除去及び雪害</u>

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
況に応じて協力して必要な措置をとる。 ②・③ 略 ④ 道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保に努める。 (4)・(5) 略 第 1 4 節 避難計画 5 指定避難所の開設 (1)～(5) 略 (6) 市町は、指定避難所を開設したときは、速やかに被災者等にその場所等を周知するとともに、指定避難所に収容すべき者を誘導し、保護するものとする。 市町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページや防災アプリ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。 また、直ちに開設の日時、場所及び期間、収容人員、<u>避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 I D</u>等を県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努めるものとする。 (7) 略 6 指定避難所の運営	<u>における除雪を含む。)</u>について、道路管理者等、警察、消防及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。 ②・③ 略 ④ 道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等<u>(雪害における除雪を含む。)</u>に必要な人員、資機材等の確保に努める。 (4)・(5) 略 第 1 4 節 避難計画 5 指定避難所の開設 (1)～(5) 略 (6) 市町は、指定避難所を開設したときは、速やかに被災者等にその場所等を周知するとともに、指定避難所に収容すべき者を誘導し、保護するものとする。 市町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページや防災アプリ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。 また、直ちに開設の日時、場所及び期間、収容人員等を県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努めるものとする。 (7) 略 6 指定避難所の運営

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
(1)～(4) 略 (5) 避難所の運営に当たっては、良好な生活環境を確保するため、避難所開設当初から<u>プライバシー確保のためのパーティションや簡易ベッドを設置すること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努め、快適なトイレの設置に配慮するとともに、発災直後からの衛生的なトイレ環境の維持に努めるものとする。</u>また、<u>快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。</u> また、医師や保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を<u>講ずるよう努めるものとする。</u> 特に、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の生活環境の確保、健康状態の把握、情報提供等には十分配慮し、必要に応じて、社会福祉施設、病院等と連携を図るものとする。 (6) 略 (7) 市町は、指定避難所等の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の<u>視点への配慮やこども・若者の居場所の確保に努めるものとする。</u> 特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性	(1)～(4) 略 (5) <u>指定避難所の運営に当たっては、良好な生活環境を確保するため、避難所開設当初からパーティションや簡易ベッドを設置するよう努めるほか、照明、換気、食事供与、より快適なトイレの設置に配慮するとともに、発災直後からの衛生的なトイレ環境の維持に努め、また、各種情報の伝達に留意するものとする。</u> また、<u>避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u> 特に、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の生活環境の確保、健康状態の把握、情報提供等には十分配慮し、必要に応じて、社会福祉施設、病院等と連携を図るものとする。 (6) 略 (7) 市町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の<u>視点に配慮するものとする。</u> 特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、<u>キッズスペースや学習スペースの設置</u>など、女性や子育て家庭、<u>こども・若者</u>のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。 また、市町は、指定避難所における性的少数者への配慮を講じるよう努めるものとする。 9 広域一時滞在 (1)～(3) 略 (4) <u>被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u> 第15節 食料供給計画 主な実施機関 市町（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市町が行う。）、県（危機管理課、<u>保健福祉総務課</u>、経営支援課、農業生産流通課）、自衛隊 1 食料の調達 (1) 市町は、原則として、自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した食料保有者から緊急食料を調達するとともに、必要に応じて、<u>新物資システム(B-P L o)</u>を活用し、県に対して調達又は斡旋を要請する。	用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。 また、市町は、指定避難所における性的少数者への配慮を講じるよう努めるものとする。 9 広域一時滞在 (1)～(3) 略 第15節 食料供給計画 主な実施機関 市町（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市町が行う。）、県（危機管理課、<u>健康福祉総務課</u>、経営支援課、農業生産流通課）、自衛隊 1 食料の調達 (1) 市町は、原則として、自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した食料保有者から緊急食料を調達するとともに、必要に応じて、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、県に対して調達又は斡旋を要請する。

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
(2)～(7) 略 (8) 県は、被災の状況を勘案し、県内で不足する物資の数量について把握し、必要に応じて、<u>新物資システム(B-P L o)</u>を活用し、国に対して調達、供給の要請を行う。 第 1 6 節 給水計画 1 給水の確保等 (1) 被災地等において飲料水等が確保できないときは、<u>水道事業者が被災地に近い配水池等から給水車で応急給水所に運搬し確保する。</u> (2)・(3) 略 3 給水の実施 (1) 水道事業者は、<u>断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、次の給水活動を行う。</u> ①・② 略 ③ 飲料水の確保が困難な地域に対して、<u>応急給水所に、給水車により飲料水等を運搬する。</u> ④ <u>市町と連携し、住民に対して、応急給水活動に関する情報の提供を行う。</u> ⑤ 給水用資機材が不足するときや給水の実施が困難なときは、<u>県や(公社)日本水道協会香川県支部、国土交通省</u>に対して、応援等を要請する。 (2)～(4) 略	(2)～(7) 略 (8) 県は、被災の状況を勘案し、県内で不足する物資の数量について把握し、必要に応じて、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、国に対して調達、供給の要請を行う。 第 1 6 節 給水計画 1 給水の確保等 (1) 被災地等において飲料水等が確保できないときは、被災地に近い配水池等から給水車<u>又は容器により運搬して</u>確保する。 (2)・(3) 略 3 給水の実施 (1) 水道事業者は、次の給水活動を行う。 ①・② 略 ③ 飲料水の確保が困難な地域に対して、給水<u>拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。</u> ④ 住民に対して、給水活動に関する情報の提供を行う。 ⑤ 給水用資機材が不足するときや給水の実施が困難なときは、<u>県又は(公社)日本水道協会香川県支部</u>に対して、応援等を要請する。 (2)～(4) 略

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
第１７節 生活必需品等供給計画 主な実施機関 市町（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市町が行う。）、県（危機管理課、<u>保健福祉総務課</u>、経営支援課） １ 生活必需品等の調達 （１） 市町は、原則として、自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した民間業者等から生活必需品等を調達するとともに、必要に応じて、<u>新物資システム(B－P L o)</u>を活用し、県等に対して調達又は斡旋を要請する。 （２）～（７） 略 （８） 県は、被災の状況を勘案し、県内で不足する物資の数量について把握し、必要に応じて、<u>新物資システム(B－P L o)</u>を活用し、国に対して調達、供給の要請を行う。 （９） 略 第１８節 防疫及び保健衛生計画 主な実施機関 県（<u>保健福祉総務課</u>、障害福祉課、感染症対策課、生活衛生課、保健所）、高松市（高松市保健所）、市町 第１９節 廃棄物処理計画 １ 処理体制	第１７節 生活必需品等供給計画 主な実施機関 市町（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市町が行う。）、県（危機管理課、<u>健康福祉総務課</u>、経営支援課） １ 生活必需品等の調達 （１） 市町は、原則として、自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した民間業者等から生活必需品等を調達するとともに、必要に応じて、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、県等に対して調達又は斡旋を要請する。 （２）～（７） 略 （８） 県は、被災の状況を勘案し、県内で不足する物資の数量について把握し、必要に応じて、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、国に対して調達、供給の要請を行う。 （９） 略 第１８節 防疫及び保健衛生計画 主な実施機関 県（<u>健康福祉総務課</u>、障害福祉課、感染症対策課、生活衛生課、保健所）、高松市（高松市保健所）、市町 第１９節 廃棄物処理計画 １ 処理体制

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
(1)～(4) 略 (5) 災害発生時における浄化槽の対応について、浄化槽管理者である住宅等の所有者に自ら点検する方法などを周知するほか、浄化槽の応急対策や復旧についての関係団体との連携を強化する。 第24節 公共施設等応急復旧計画 主な実施機関 県（環境管理課、森林・林業政策課、循環型社会推進課、<u>保健福祉総務課</u>、子ども政策推進局、障害福祉課、土地改良課、水産課、土木監理課、技術企画課、道路課、河川砂防課、港湾課、都市計画課、病院局県立病院課）、市町、四国総合通信局、中国四国農政局、四国地方整備局、高松空港事務所、高松海上保安部、NHK高松放送局、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、四国旅客鉄道(株)、高松琴平電気鉄道(株)、高松空港(株) 第29節 ボランティア受入計画 主な実施機関 県（男女参画・県民活動課、危機管理課、<u>保健福祉総務課</u>、<u>循環型社会推進課</u>）、市町、香川県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、<u>香川県災害中間支援組織</u> 1 受入体制の整備 (1) 県は、災害が発生したとき、速やかに香川県社会福祉協議会、<u>日本赤十字社香川県支部及び香川県災害中間支援組織</u>にボランティア活動の必要	(1)～(4) 略 (5) 災害発生時における浄化槽の対応について、<u>設置者講習会を通じて</u>浄化槽管理者である住宅等の所有者に自ら点検する方法などを周知するほか、浄化槽の応急対策や復旧についての関係団体との連携を強化する。 第24節 公共施設等応急復旧計画 主な実施機関 県（環境管理課、森林・林業政策課、循環型社会推進課、<u>健康福祉総務課</u>、子ども政策推進局、障害福祉課、土地改良課、水産課、土木監理課、技術企画課、道路課、河川砂防課、港湾課、都市計画課、病院局県立病院課）、市町、四国総合通信局、中国四国農政局、四国地方整備局、高松空港事務所、高松海上保安部、NHK高松放送局、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、四国旅客鉄道(株)、高松琴平電気鉄道(株)、高松空港(株) 第29節 ボランティア受入計画 主な実施機関 県（男女参画・県民活動課、危機管理課、<u>健康福祉総務課</u>）、市町、香川県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部 1 受入体制の整備 (1) 県は、災害が発生したとき、速やかに香川県社会福祉協議会<u>及び</u>日本赤十字社香川県支部にボランティア活動の必要性の有無について判断する

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
性の有無について判断するための被災状況の情報等の提供を行う。 (2) 略 (3) 県及び市町は、ボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、香川県災害ボランティア支援センターの設置及び災害ボランティアセンターの活動等について協力するとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等及び災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）との連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努め、またボランティアの活動環境について配慮するものとする。 (4)・(5) 略 (6) <u>香川県災害中間支援組織は、県、市町、社会福祉協議会、NPO等と連携・情報共有を図りながら、県内外からの支援団体や専門性を有するNPO・ボランティア等、多様な団体の活動支援や活動調整を行う。</u>	ための被災状況の情報等の提供を行う。 (2) 略 (3) 県及び市町は、ボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、香川県災害ボランティア支援センターの設置及び災害ボランティアセンターの活動等について協力するとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努め、またボランティアの活動環境について配慮するものとする。 (4)・(5) 略
2 ボランティアの受入方法 <u>(削除)</u> (1) 略 (2) <u>災害ボランティアセンターは、被災者の状況・ニーズの把握に努め、災害ボランティアセンターの設置の周知及びボランティア募集を呼びか</u>	2 ボランティアの受入方法 (1) <u>災害ボランティアセンターは、ボランティアの受け入れ態勢が整い次第、災害ボランティアセンターの設置の周知及びボランティア募集を呼びかけるとともに、香川県災害ボランティア支援センターに情報提供を行う。</u> (2) 略

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<u>けるとともに、香川県災害ボランティア支援センターに情報提供を行う。また、ボランティアの受け入れ態勢が整い次第、ボランティア活動に参加を希望する個人又は団体を受け付け、被災地に派遣するなど、被災地の支援活動を行う。</u> <u>(3) 香川県災害中間支援組織は、被災者ニーズや支援状況等の情報を収集・整理し、県、市町、社会福祉協議会等との連携のもと、NPO・ボランティア団体等の支援者との情報共有を行う。また、ホームページやNPO・ボランティア団体等のネットワークを活用した情報発信を行う。</u> 3 ボランティアの活動分野 (1)・(2) 略 <u>(3) 香川県災害中間支援組織の主な役割</u> ・ <u>専門性を有するNPO・ボランティア等の受入調整及び活動調整</u> ・ <u>情報収集及び情報共有会議等の開催</u> ・ <u>被災者向け及び支援者向けの情報発信</u> ・ <u>香川県災害ボランティア支援センターの活動支援</u> <u>(削除)</u>	<u>(3) 災害ボランティアセンターは、被災地のニーズの把握に努め、ボランティア活動に参加を希望する個人又は団体を受け付け、被災地に派遣するなど、被災地の支援活動を行う。</u> 3 ボランティアの活動分野 (1)・(2) 略 <u>4 その他ボランティアへの対応</u> <u>(1) 砂防、危険度判定、外国語通訳など専門知識、技術を有する専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が中心となって、受入、派遣等に係る調整を行う。</u> <u>(2) 香川県災害ボランティア支援センター及び災害ボランティアセンターを窓口として全国規模の災害ボランティアネットワークと連携し、その機</u>

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
第３０節 要配慮者応急対策計画 主な実施機関 県（国際課、危機管理課、<u>保健福祉総務課</u>、長寿社会対策課、子ども政策推進局、障害福祉課）、市町 ５ 香川県災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ） （１） 略 （２） ＤＷＡＴは、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の<u>避難所、福祉避難所、在宅避難及び車中泊避難等</u>における福祉の向上及び災害二次被害の防止を目的として、次の業務を行うこととする。 ① 避難所等の福祉ニーズ把握 ②～⑤ 略 第４章 災害復旧計画 第１節 復旧復興基本計画 ２ 計画的復興 （１）～（３） 略 （４） 県及び市町は、被災後に早期かつ的確に<u>復興まちづくりを行えるよう</u>、復興事前準備の取組みを推進するものとする。 （５）・（６） 略	<u>能の積極的な活用を図り、被災地の情報発信や各種の協力要請などを行う。</u> 第３０節 要配慮者応急対策計画 主な実施機関 県（国際課、危機管理課、<u>健康福祉総務課</u>、長寿社会対策課、子ども政策推進局、障害福祉課）、市町 ５ 香川県災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ） （１） 略 （２） ＤＷＡＴは、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の<u>指定避難所等</u>における福祉の向上及び災害二次被害の防止を目的として、次の業務を行うこととする。 ① <u>指定</u>避難所等の福祉ニーズ把握 ②～⑤ 第４章 災害復旧計画 第１節 復旧復興基本計画 ２ 計画的復興 （１）～（３） 略 （４） 県及び市町は、被災後に早期かつ的確に<u>市街地復興計画を策定できる</u><u>よう</u>、復興事前準備の取組みを推進するものとする。 （５）・（６） 略

修 正 後	修 正 前
第3節 被災者等生活再建支援計画 主な実施機関 県（広聴広報課、税務課、危機管理課、くらし安全安心課、森林・林業政策課、<u>保健福祉総務課</u>、経営支援課、労働政策課、農政課、水産課、住宅課）、市町、四国財務局、高松国税局、香川労働局、四国経済産業局、四国行政評価支局、日本銀行高松支店、香川県社会福祉協議会 2 被災証明・罹災証明書の交付 （１）・（２） 略 （３） 体制確立に向けた平時の取組み等 市町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や<u>不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結</u>、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。 略 県は、市町担当者の研修の充実や、育成した担当者名簿の作成、他の都道府県や<u>不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結等</u>を通じて市町の支援体制強化を図るものとする。	第3節 被災者等生活再建支援計画 主な実施機関 県（広聴広報課、税務課、危機管理課、くらし安全安心課、森林・林業政策課、<u>健康福祉総務課</u>、経営支援課、労働政策課、農政課、水産課、住宅課）、市町、四国財務局、高松国税局、香川労働局、四国経済産業局、四国行政評価支局、日本銀行高松支店、香川県社会福祉協議会 2 被災証明・罹災証明書の交付 （１）・（２） 略 （３） 体制確立に向けた平時の取組み等 市町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。<u>併せて、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</u> 略 県は、市町担当者の研修の充実や、育成した担当者名簿の作成、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等を通じて市町の支援体制強化を図るものとする。

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
第4節 義援金等受入配分計画 主な実施機関 県（<u>保健福祉総務課</u>）、市町、日本赤十字社香川県支部	第4節 義援金等受入配分計画 主な実施機関 県（<u>健康福祉総務課</u>）、市町、日本赤十字社香川県支部